

人事委員会年報

平成29年度

沖縄県人事委員会

目 次

1	人事委員会の概要	
(1)	設置	1
(2)	構成	1
(3)	権限	1
(4)	運営	2
(5)	開催状況	2
ア	平成29年度開催状況	2
イ	年度別開催状況	3
ウ	議事	4
(6)	規則の制定、改廃の状況	10
(7)	条例案に対する意見の状況	13
2	人事委員会組織及び事務局事務分掌	
(1)	組織	15
(2)	事務分掌	15
(3)	予算の状況（歳出）	16
(4)	その他 諸会議の開催状況	17
3	任用関係業務	
(1)	採用試験、選考の状況	18
ア	採用試験の実施状況	18
ア	上級試験	18
イ	中級試験	18
ウ	初級試験	19
エ	警察官A試験	19
オ	警察官B試験	19
カ	身体障害者を対象とした採用選考試験	20
キ	口頭による開示の請求を受けて開示を実施した個人情報	20
イ	採用試験の実施日程	21
ウ	採用試験の対象職と給料	21
エ	採用試験の受験資格	22
オ	採用試験の実施方法	23
カ	採用試験の実施結果	24
キ	採用候補者名簿掲載者の状況	25
ク	採用選考	26
(2)	昇任試験の状況	27
ア	警察官昇任試験の実施状況	27
イ	昇任選考状況	28
(3)	臨時的任用	29
(4)	公益法人等への職員の派遣等	30
(5)	服務関係	30
4	給与関係業務	
(1)	給与等に関する報告及び勧告	31
ア	職員の給与等	31
イ	民間の給与等	31

(7) 給与改定の状況等	31
(1) 諸手当の支給状況	32
ウ 職員給与と民間給与との比較	32
エ 物価及び生計費	32
(7) 物価指数	32
(1) 標準生計費	32
オ むすび	32
(7) 給与改定について	32
(1) 公務運営に関する課題について	33
カ 勧告	36
(7) 沖縄県職員の給与に関する条例の改正	36
(1) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正	37
(ウ) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正	37
(エ) 改定の実施時期等	37
(2) 給与勧告と実施状況	38
(3) 給与承認の状況	39
(4) 給与の支払監理	40
5 審査関係業務	
(1) 公平審査関係業務等	41
ア 勤務条件に関する措置の要求	41
イ 不利益処分についての審査請求	41
ウ 公務災害補償の審査の請求	41
(2) 苦情処理関係業務	42
(3) 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議業務	42
(4) 職員団体関係業務	42
ア 職員団体の登録	42
イ 法人格付与法に基づく規約の認証	42
ウ 管理職員等の範囲	43
(5) 市町村等の公平審査関係業務等	47
ア 勤務条件に関する措置の要求	47
イ 不利益処分についての審査請求	47
ウ 苦情処理関係業務	47
エ 職員団体関係業務	48
(7) 登録団体	48
(1) 市町村等の管理職員等の範囲	49
6 労働基準監督関係業務	
(1) 労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査の実施	58
(2) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく届出の受理等の職権行使	58
(3) 労働安全衛生法の規定に基づく特定機械等の検査状況	59
(4) 特定機械等の事業所別設置状況	59
(5) 労働基準法別表第1に掲げる事業等を行う事業所一覧表	60

1 人事委員会の概要

(1) 設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は、条例で人事委員会を置くものとされており、本県においては、沖縄県人事委員会設置条例（昭和47年沖縄県条例39号）により昭和47年5月15日に設置された。

(2) 構成

人事委員会は、3人の委員をもって構成される合議制の執行機関である。委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（法第9条の2第10項）で、現在の委員は次のとおりである。

【 委員名簿 】

（平成30年3月31日現在）

職名	氏名	任期	勤務形態	備考
委員長	島袋秀勝	平成29年8月1日～31年7月18日	非常勤	平成29年8月4日委員長就任
委員	比嘉悦子	平成28年8月1日～32年7月31日	非常勤	委員長職務代理者
委員	長嶺恭子	平成26年9月29日～30年9月28日	非常勤	

(3) 権限

人事委員会の権限は、法第8条等に規定されているが、その性質により分類すれば、行政的権限、準司法的権限及び準立法的権限の三つに分けることができる。

ア 行政的権限

(ア) 人事行政に関する調査、研究、企画立案等を行うこと。

（法第8条第1項第1号、第2号）

(イ) 人事機関及び職員に関する条例の制定、改廃について議会及び知事に意見を申し出ること。

（法第8条第1項第3号）

(ロ) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。

（法第8条第1項第4号）

(ハ) 給与等に関し、議会及び知事に対し勧告すること。

（法第8条第1項第5号）

(ニ) 競争試験又は選考を実施すること。

（法第8条第1項第6号）

(ホ) 職員に対する給与の支払を監理すること。

（法第8条第1項第8号）

(ヘ) 職員の苦情を処理すること。

（法第8条第1項第11号）

(ヘ) 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（職員団体の登録、労働基準監督機関の職権行使等）を処理すること。

（法第8条第1項第12号）

(コ) 給料表に関し、議会及び知事に対し報告又は勧告すること。

（法第26条）

イ 準司法的権限

人事委員会は、公平中立の立場にある機関として、法律に基づき、不利益処分に関する審査請求の審査等の準司法的権限を有する。

(7) 勤務条件に関する措置要求に対する審査及び判定に関すること。

(法第8条第1項第9号、第47条)

(4) 不利益処分についての審査請求に対する審査及び裁決又は決定に関すること。

(法第8条第1項第10号、第50条)

(ウ) 職員団体の登録取消しの口頭審理に関すること。

(法第53条)

(イ) 学校医等に関する公務災害補償の審査請求の審査に関すること。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条)

ウ 準立法的権限

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項について、人事委員会規則を制定することができる権限を有する。

(法第8条第5項)

(4) 運営

人事委員会を代表する委員長は、委員のうちから選挙され、委員長に事故があるときは、委員長の指定する委員がその職務を代理することになっている。委員会の会議は原則として3人の委員の出席によって開催され、その議事は委員の過半数によって決められる。

(法第10条、第11条第1項及び第3項)

ただし、会議を開かなければ公務の運営又は職員の福祉若しくは利益の保護に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、2人の委員の出席で開催することができる。

(法第11条第2項)

本委員会の会議は、沖縄県人事委員会議事規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第1号）により、定例会は毎週火曜日に人事委員会の庁舎において行うことを例とする。

また、臨時会は、委員長が必要と認めるとき、又は過半数の人事委員から請求があったときに委員長が招集することとなっている。

(5) 開催状況

ア 平成29年度開催状況

平成29年度における人事委員会の開催状況は、次のとおりである。

(単位：回)

年 月	定例会	臨時会	口頭審理	計
平成29年 4月	2	0	0	2
5月	1	0	0	1
6月	2	0	0	2
7月	3	0	0	3
8月	2	1	0	3
9月	4	0	0	4
10月	3	0	0	3
11月	2	0	0	2
12月	2	0	0	2
平成30年 1月	1	0	0	1
2月	3	0	0	3
3月	4	0	1	5
合 計	29	1	1	31

イ 年度別開催状況

委員会の年度別開催状況は、次のとおりである。

(単位：回)

年 度	定例会	臨時会	計	口頭審理	合 計	月平均
平成元年度	24	29	53	11	64	5.3
2	26	31	57	10	67	5.5
3	28	24	52	14	66	5.5
4	25	18	43	17	60	5.0
5	19	14	33	16	49	4.1
6	26	8	34	9	43	3.6
7	18	4	22	4	26	2.2
8	19	9	28	6	34	2.8
9	21	6	27	7	34	2.8
10	19	11	30	0	30	2.5
11	28	8	36	12	48	4.0
12	21	11	32	6	38	3.2
13	20	1	21	3	24	2.0
14	20	9	29	0	29	2.4
15	22	6	28	3	31	2.5
16	24	12	36	8	44	3.7
17	24	8	32	3	35	2.9
18	22	11	33	2	35	2.9
19	20	13	33	0	33	2.8
20	21	9	30	7	37	3.1
21	26	10	36	3	39	3.3
22	21	9	30	1	31	2.6
23	22	12	34	7	41	3.4
24	29	8	37	4※	41	3.4
25	28	1	29	0	29	2.4
26	34	5	39	0	39	3.3
27	35	1	36	0	36	3.0
28	33	1	34	2	36	3.0
29	29	1	30	1	31	2.6

※は審尋1回含む

ウ 議事

平成29年度の委員会で審議された議事は、次のとおりである。

回	年 月 日	議 事
1	平成29年 4 月12日 (定例会)	1 議案 (1) 平成29年度警察官採用試験の実施に関する事務の一部委任について 2 報告 (1) 平成29年度人事委員会年間業務計画について
2	平成29年 4 月25日 (定例会)	1 議案 (1) 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 2 報告 (1) 平成29年職種別民間給与実態調査について (2) 全人連会長に対する組合要請について
3	平成29年 5 月23日 (定例会)	1 報告 (1) 平成29年度九州地方人事委員会協議会委員長会議について
4	平成29年 6 月14日 (定例会)	1 議案 (1) 平成29年度選考試験の実施に関する事務の一部委任について 2 報告 (1) 平成29年度職員採用上級試験及び警察官 A 採用試験の受験申込者数について
5	平成29年 6 月27日 (定例会)	1 議案 (1) 一般職の任期付職員の採用に係る承認について (知事部主幹(教学専門職員) 1 件) 2 報告 (1) 審査請求事案の進捗状況報告について (平成29年(審)第1号事案)
6	平成29年 7 月11日 (定例会)	1 報告 (1) 平成29年度沖縄県職員採用上級試験第1次試験合格者の決定等について (2) 第125回全国人事委員会連合会総会について
7	平成29年 7 月18日 (定例会)	1 議案 (1) 平成29年度選考試験の実施に関する事務の一部委任について (2) 沖縄県警察官 A 採用試験(武道指導)の第1次試験合格基準点について (3) 審査請求の受理検討について (4) 審査請求の受理検討について

8	平成29年7月25日 (定例会)	1 議案 (1) 審査請求の受理検討について (2) 審査請求の受理検討について 2 報告 (1) 平成29年度沖縄県警察官A採用試験の第1次試験合格者の決定等について (2) 平成29年職種別民間給与実態調査の実施状況について
9	平成29年8月4日 (臨時会)	1 議案 (1) 沖縄県人事委員会委員長の選任について 2 その他 (1) 委員長職務代理者の指定について 3 報告 (1) 「要請」組合会見について(四者共闘)
10	平成29年8月22日 (定例会)	1 その他 (1) 新委員就任のための勧告制度概要 2 報告 (1) 人事院勧告等の概要について (2) 全人連会長に対する組合要請について
11	平成29年8月29日 (定例会)	1 議案 (1) 平成29年度沖縄県警察官A採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 2 報告 (1) 平成29年給与勧告等に関する一般情勢及び生計費について (2) 平成29年度九州地方人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議議案内容及び議題に対する回答について
12	平成29年9月6日 (定例会)	1 議案 (1) 平成29年度沖縄県職員採用上級試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 2 報告 (1) 平成29年人事委員会報告に関連する各種制度等概要について (2) 平成29年度九州地方人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議の概要について 3 協議 (1) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検討事項について ～給与等勤務条件について～
13	平成29年9月12日 (定例会)	1 議案 (1) 職員の採用選考について(県警本部 部長級1件) 2 協議 (1) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検討

		<p>事項について ～給与等勤務条件について～</p> <p>(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検討事項について ～公務運営に関する課題について～</p> <p>3 報告</p> <p>(1) 平成29年度職員採用試験（中・初級）、警察官 B 採用試験及び身体障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験の受験申込者数について</p>
14	平成29年9月19日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 条例改正に係る人事委員会の意見開陳について</p> <p>2 協議</p> <p>(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検討事項について ～給与等勤務条件について～</p> <p>(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検討事項について ～公務運営に関する課題について～</p> <p>3 報告</p> <p>(1) 「2017年人事委員会勧告に関する要求・要望」組合会見について（四者共闘・自治労沖縄県本部等）</p>
15	平成29年9月26日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 平成29年度選考試験の実施に関する事務の一部委任について</p> <p>2 協議</p> <p>(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての検討事項について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 平成29年第5回沖縄県議会に係る一般質問について</p>
16	平成29年10月3日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 平成29年第5回沖縄県議会における人事委員会関係の一般質問への答弁について</p>
17	平成29年10月10日 (定例会)	<p>1 報告</p> <p>(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告について（勧告日当日資料について）</p>
18	平成29年10月17日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 平成29年度選考試験の実施に関する事務の一部委任について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 平成29年度沖縄県職員採用中級・初級試験の第1次試験合格者の決定等について</p>
19	平成29年11月14日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 地域手当に関する規則の一部改正について</p> <p>(2) 平成29年度選考試験の実施に関する事務の一部委任</p>

		<p>について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 平成29年度沖縄県警察官B採用試験及び平成29年度身体障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験の第1次試験合格者の決定等について</p> <p>(2) 審査請求事案の進捗状況報告について (平成29年(審)第1号事案)</p>
20	平成29年11月21日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 平成29年度沖縄県職員採用中級・初級試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>(2) 平成29年度身体障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>(3) 条例改正に係る人事委員会の意見開陳について</p> <p>(4) 沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 審査請求事案の準備手続開始の報告について (平成29年(審)第1号事案)</p> <p>(2) 各都道府県人事委員会報告及び勧告の状況について</p>
21	平成29年12月12日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 育児休業等に関する規則の一部改正について</p> <p>(2) 東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部改正について</p>
22	平成29年12月19日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 平成29年度沖縄県警察官B採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p>
23	平成30年1月16日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 平成29年度選考試験の実施に関する事務の一部委任について</p>
24	平成30年2月6日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 条例改正に係る人事委員会の意見開陳について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 審査請求事案の準備手続の結果について (平成29年(審)第1号事案)</p>
25	平成30年2月20日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 職員の昇任選考について (県警本部 参事官級7件、課長級14件)</p> <p>(2) 職員の採用選考について (県警本部 課長級4件)</p> <p>(3) 審査請求事案の当事者本人尋問及び証人尋問につい</p>

		<p>て（平成29年（審）第1号事案）</p> <p>(4) 審査請求事案の審査員長の指名について （平成29年（審）第1号事案）</p> <p>(5) 審査請求事案の口頭審理の開催について （平成29年（審）第1号事案）</p>																			
26	平成30年2月28日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 職員の昇任選考について <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">議会事務局</td> <td style="padding: 0 5px;">部長級 1件</td> <td style="padding: 0 5px;">統括監級 1件</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"></td> <td style="padding: 0 5px;">課長級 2件</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">企業局</td> <td style="padding: 0 5px;">課長級 4件</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">教育委員会</td> <td style="padding: 0 5px;">課長級 1件</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">監査委員</td> <td style="padding: 0 5px;">課長級 1件</td> <td></td> </tr> </table> </p> <p>(2) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(3) 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う給与の支給等に関する規則について</p> <p>(4) 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(5) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(6) 審査請求事案の口頭審理の開催について （平成29年（審）第1号事案）</p>	議会事務局	部長級 1件	統括監級 1件		課長級 2件		企業局	課長級 4件		教育委員会	課長級 1件		監査委員	課長級 1件					
議会事務局	部長級 1件	統括監級 1件																			
	課長級 2件																				
企業局	課長級 4件																				
教育委員会	課長級 1件																				
監査委員	課長級 1件																				
27	平成30年3月6日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 職員の昇任選考について <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">知事部</td> <td style="padding: 0 5px;">部長級 7件</td> <td style="padding: 0 5px;">統括監級 15件</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"></td> <td style="padding: 0 5px;">課長級 56件</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">病院事業局</td> <td style="padding: 0 5px;">部長級 1件</td> <td style="padding: 0 5px;">統括監級 6件</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"></td> <td style="padding: 0 5px;">課長級 6件</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">教育委員会</td> <td style="padding: 0 5px;">統括監級 3件</td> <td style="padding: 0 5px;">課長級 6件</td> </tr> </table> </p> <p>(2) 職員の採用選考について <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">知事部</td> <td style="padding: 0 5px;">統括監級 1件、課長級 1件</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">教育委員会</td> <td style="padding: 0 5px;">課長級 5件</td> </tr> </table> </p> <p>(3) 平成29年度選考の実施に関する事務の全部委任について</p> <p>(4) 当事者本人尋問及び証人尋問について （平成29年（審）第1号事案）</p> <p>(5) 口頭審理の内容について （平成29年（審）第1号事案）</p>	知事部	部長級 7件	統括監級 15件		課長級 56件		病院事業局	部長級 1件	統括監級 6件		課長級 6件		教育委員会	統括監級 3件	課長級 6件	知事部	統括監級 1件、課長級 1件	教育委員会	課長級 5件
知事部	部長級 7件	統括監級 15件																			
	課長級 56件																				
病院事業局	部長級 1件	統括監級 6件																			
	課長級 6件																				
教育委員会	統括監級 3件	課長級 6件																			
知事部	統括監級 1件、課長級 1件																				
教育委員会	課長級 5件																				
28	平成30年3月13日 （定例会）	<p>1 議案</p> <p>(1) 人事委員会事務局職員の任命について （課長級 出向1名 採用1名）</p> <p>(2) 平成30年度沖縄県職員採用試験計画及び平成30年度身体障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験計画の策定等について</p> <p>(3) 扶養手当に関する規則の一部を改正する規則につい</p>																			

		<p>て</p> <p>(4) 地域手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(5) 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(6) 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(7) 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(8) へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(9) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 第1回公開口頭審理の進行手続について (平成29年(審)第1号事案)</p>
29	平成30年3月20日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 職員の昇任選考について 〔 病院事業局 部長級1件、統括監級2件、課長級3件 〕</p> <p>(2) 平成29年度選考の実施に関する事務の全部委任について</p> <p>(3) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>(4) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>2 協議</p> <p>(1) 第1回公開口頭審理の進行手続について (平成29年(審)第1号事案)</p> <p>3 報告</p> <p>(1) 審査請求事案の進捗状況報告について (平成29年(審)第1号事案)</p> <p>(2) 職務に関する働きかけについての対応要綱</p>
30	平成30年3月27日 (定例会)	<p>1 議案</p> <p>(1) 職員の採用選考について(知事部 統括監級1件)</p> <p>(2) 一般職の任期付職員の採用に係る承認について (知事部 職業訓練指導員 2件)</p> <p>(3) 平成30年度選考の実施に関する事務の一部委任について</p> <p>(4) 口述試験の評定基準等の一部改正について</p> <p>(5) 警察官採用試験体力検査・身体測定合格判定基準の一部改正について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 平成29年度労働基準・労働安全衛生に関する実態調査結果報告書</p> <p>(2) 平成29年度給与の支払監理の実施結果について</p>

(6) 規則の制定、改廃の状況

平成29年度に人事委員会で制定、改正及び廃止した規則は、次のとおりである。

規則番号	公布年月日 (適用年月日)	規則名	規則の概要
H29 12	H29. 5. 9 (H29. 4. 3)	沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	「沖縄県漁業信用基金協会」を含む全国19の漁業信用基金協会の広域合併により、「全国漁業信用基金協会」となったことに伴い、所要の改正を行った。
13	H29. 11. 28 (H29. 4. 1)	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	さいたま市に職員を派遣することに伴い、国と同等の手当を支給するため、規則別表の支給地域に同市を加える改正を行った。
14	H29. 12. 8 (H29. 12. 8)	沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	県内の地方公共団体における職の新設や廃止等があったこと並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年4月1日以後に任命された教育長については地方公務員法の適用を受けなくなったことから、所要の改正を行った。
15	H29. 12. 28 (H29. 12. 28)	育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、非常勤職員について、子が1歳6箇月に達する日以後も子が2歳に達する日まで育児休業をすることができることとする特別な事情を定めた。
16	H29. 12. 28 (H29. 12. 28)	東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則	根拠となる条例の名称改正に合わせて規則の名称を改正し、根拠となる条例の改正に合わせて規則の趣旨及び補則を改正した。
H30 1	H30. 3. 20 (H30. 3. 20)	沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の改正に伴い、特定職員の経過措置額について特例措置を講ずる必要があることから、所要の改正を行った。

2	H30. 3. 20 (H29. 4. 1)	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の改正に伴い、現行の昇格時号給対応表による昇格後の号給と対応が異なる場合が生ずること等から、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の一部について改正を行った。
3	H30. 3. 20 (H29. 4. 1)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	沖縄県職員の給与に関する条例の改正に伴い、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の期間別の支給金額について所要の改正を行った。
4	H30. 3. 20 (H29. 12. 1)	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年4月1日以後に任命された教育長については、特別職の身分のみを有することとなるため関連する規定を整理するとともに、沖縄県職員の給与に関する条例の改正による勤勉手当の支給月数の改定に伴い、同手当の成績率について、所要の改正を行った。
5	H30. 3. 30 (H30. 4. 1)	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則	平成30年4月の組織改編に伴い、新たな職の追加及び名称変更があることから、所要の改正を行った。
6	H30. 3. 30 (H30. 4. 1)	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	平成30年4月の組織改編により手当の支給対象となる管理職について新設、廃止及び職名の変更があることから、所要の改正を行った。
7	H30. 3. 30 (H30. 4. 1)	扶養手当に関する規則の一部を改正する規則	平成30年4月から扶養手当の認定に配偶者の有無を確認する必要がなくなるため、規則様式第1及び第2を改めた。
8	H30. 3. 30 (H29. 4. 1)	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	初任給、昇格、昇級等に関する規則別表第5修学年数調整表が削られたことに伴い、所要の改正を行った。

9	H30. 3. 30 (H30. 4. 1)	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	規則別表で特地公署としていた久米島仲泊駐在所の廃止に伴い、同駐在所を規則別表から削除する改正を行った。
10	H30. 3. 30 (H30. 4. 1)	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	規則別表でへき地公署として指定していた学校の廃止に伴い、規則別表第1を整理する改正を行った。
11	H30. 3. 30 (H30. 4. 1)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	知事部局及び教育庁において、職の改廃及び新設があったことから、所要の改正を行った。
12	H30. 3. 30 (H30. 4. 1)	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	さいたま市に勤務する職員がいなくなることから、規則別表の支給地域から同市を削る改正を行った。
13	H30. 3. 30 (H29. 4. 1)	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	平成29年4月の組織改編によって精神保健業務手当の対象業務の所管課が変更したことに伴い、規則を整理する改正を行った。

(7) 条例案に対する意見の状況

法第5条第2項の規定に基づき、県が職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について条例を定めるときには、議会において人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。

平成29年度に議会に提案された条例に対する意見の開陳は、次のとおりである。

年 月 日	条 例 案	意 見 の 開 陳
平成29年9月20日	乙第1号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」	乙第1号議案、「沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、就業促進及び雇用継続を通じた職業の安定を図るため、雇用保険法等が改正されたことに伴い、沖縄県を退職した職員が失業した場合の退職手当の受給資格要件について、所要の改正を行うものであり、適当であると考えます。
平成29年11月28日	乙第1号議案「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」	乙第1号議案、「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、雇用継続の安定などを図るため、雇用保険法等の一部を改正する法律において、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されました。 このことから、国及び他の都道府県との均衡を考慮し、非常勤職員について、子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合は、育児休業期間の延長を行う措置を講ずるなど、所要の改正を行うものであり、適当であると考えます。
	乙第2号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」	乙第2号議案、「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しや他の都道府県との均衡を考慮し、部活動指導業務手当などに係る特殊勤務手当の支給額を見直すためのものであり、適当であると考えます。
	乙第3号議案「東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部	乙第3号議案、「東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国や他の都道府県との均衡を考慮し、著しく異常かつ激甚な非常災害等

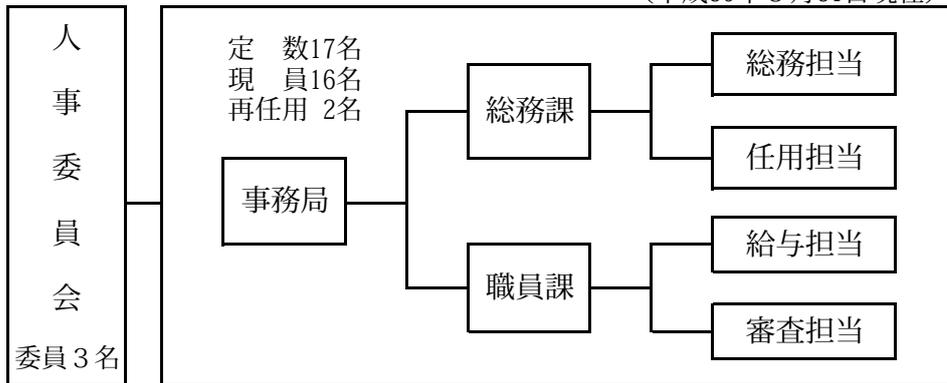
<p>平成30年2月14日</p>	<p>を改正する条例」</p> <p>乙第2号議案「沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」</p> <p>乙第3号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」</p>	<p>が発生した場合においても、東日本大震災に対処する業務に従事した時と同様の特殊勤務手当を支給できるようにするための改正であり、適当であると考えます。</p> <p>乙第2号議案、「沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、国家公務員退職手当法等の一部改正を踏まえ、職員の退職手当の支給水準を改めるものであり、国及び他の都道府県との均衡を図る観点から、適当であると考えます。</p> <p>乙第3号議案、「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、「沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正」、「沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正」及び「沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正」につきましては、平成29年10月10日に、当委員会が行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨を踏まえ、職員の給与について所要の改正を行うものとなっており、適当であると考えます。</p> <p>また、「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正」につきましては、給与制度の総合見直しに伴う経過措置の取扱いが、平成26年の当委員会の勧告と異なっておりますが、他の都道府県の状況を考慮したものであり、概ね適当であると考えます。</p>
-------------------	---	---

2 人事委員会組織及び事務局事務分掌

(1) 組織

人事委員会及び事務局の組織は、次のとおりである。

(平成30年3月31日現在)



(2) 事務分掌

人事委員会事務局各課の分掌事務は、次のとおりである。

【総務課】

- ① 人事委員会の会議及び人事委員に関すること。
- ② 公印に関すること。
- ③ 文書の收受、審査、発送及び保存に関すること。
- ④ 予算、決算及び経理に関すること。
- ⑤ 物品の調達及び管理に関すること。
- ⑥ 事務局の組織並びに事務局職員の人事、給与、服務、研修及び厚生福利に関すること。
- ⑦ 人事行政に関する事項の調査研究及び勧告に関すること。
- ⑧ 人事記録の管理及び人事に関する統計報告に関すること。
- ⑨ 競争試験、選考その他任用に関すること。
- ⑩ 分限、懲戒及び服務に関すること。
- ⑪ 退職管理に関すること。
- ⑫ 人事評価の実施及び研修についての勧告に関すること。
- ⑬ 定年、勤務延長等に関すること。
- ⑭ 公益的法人等への派遣等に関すること。
- ⑮ 任期付職員の採用等に関すること。
- ⑯ 人事委員会規則その他諸規程の審査に関すること。
- ⑰ 人事行政の運営等の状況の報告に関すること。
- ⑱ 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- ⑲ その他他課の所管に属しないこと。

【職員課】

- ① 給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度に関すること。
- ② 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置についての勧告に関すること。
- ③ 給与の支払の監理に関すること。
- ④ 給料表に関する報告及び勧告に関すること。
- ⑤ 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- ⑥ 不利益処分についての審査請求の審査に関すること。
- ⑦ 職員の苦情処理に関すること。
- ⑧ 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査に関すること。
- ⑨ 管理職員等の範囲の指定に関すること。
- ⑩ 職員団体の登録等に関すること。
- ⑪ 地方公共団体から委託された公平委員会の事務(退職管理に関するものを除く。)の処理に関すること。
- ⑫ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議等に関すること。

(3) 予算の状況（歳出）

人事委員会の予算の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

款	項	目	節	H29		H30	
				予算	決算額	当初予算	事項別予算額
総務費	人事委員会費	委員会費	報酬	6,864	6,860	6,864	委員会費 7,482
			旅費	429	369	422	
			交際費	2	1	5	
			使用料及び賃借料	0	0	0	
			負担金、補助及び交付金	191	191	191	
			小計	7,486	7,421	7,482	
		事務局費	報酬	3,286	2,775	3,294	職員費 140,575 事務局運営費 4,213 職員採用試験費 18,018 公平関係事務費 1,587 労働基準監督費 384 職員給与等実態調査費 3,169 計 167,946
			給料	71,487	69,577	70,749	
			職員手当等	43,916	42,825	44,505	
			共済費	25,274	24,931	25,321	
			報償費	2,843	2,187	2,566	
			旅費	4,946	3,412	4,852	
			需用費	8,408	7,809	8,440	
			役務費	3,199	2,004	2,959	
			委託料	1,609	899	1,198	
			使用料及び賃借料	2,268	1,838	2,135	
			負担金、補助及び交付金	1,914	1,867	1,927	
			小計	169,150	160,124	167,946	
			合計	176,636	167,545	175,428	

(4) その他 諸会議の開催状況

平成29年度人事委員会関係の諸会議の開催状況は、次のとおりである。

	国 関 係	全国人事委員会連合会	九州地方人事委員会協議会	そ の 他
H29. 4月	職種別民間給与実態 調査説明会(東京都)			
5月			委員長会議(福岡市)	上級試験問題研究会 (福岡県)
6月		第125回全国人事委員会 連合会総会(東京都)		
7月		全人連給与部会(第1回) (東京都) 公平審査事務研修会(大 阪府)		
8月	人事院勧告説明会 (東京都) 全国人事委員会事務 局長会議(東京都)		臨時給与専門部会(福岡 県) 給与担当課長・給与専門部 会合同会議(熊本市)	初級試験問題研究会 (熊本県)
9月		全人連給与部会(第2回) (東京都)	委員長・事務局長合同会 議(熊本県)	
10月				苦情相談実務研修会 (東京都)
11月			九州ブロック給与勉強会 (沖縄県) 公平担当課長及び労働福 祉・公平専門部会合同会議 (福岡県)	
12月			任用専門部会(熊本県)	人事試験技法講習会 (東京都)
H30. 1月				
2月			事務局長会議(鹿児島県)	給与実務の実例研究会 (東京都)
3月				

3 任用関係業務

地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第15条は、「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と規定し、任用に関する根本基準を定め、成績主義の原則を明確にしている。

本県においては、人事委員会規則として「職員の任用に関する規則」が昭和47年5月15日に公布施行された。

この規則に基づいて実施した職員の採用、昇任等の状況は、次のとおりである。

(1) 採用試験、選考の状況

ア 採用試験の実施状況

(ア) 上級試験

上級試験は、大学卒業程度の能力を有する者を対象とした試験である。試験区分は、行政Ⅰ、心理、社会福祉、電気、機械、土木、建築、化学、農業、農業土木、農芸化学、畜産、林業、水産、病院事務、警察事務の16区分であった。

申込者数は、総数1,860人で前年度より167人の減、受験者数は、総数1,596人で前年度より174人の減であった。受験率は、85.8%で前年度(87.3%)を下回った。

最終合格者数は、130人で前年度より22人の減、競争倍率は12.3倍で前年度(11.6倍)を上回った。

(過去5年間の実績)

項目 年度	受験申 込者数	申込者 増減数	受験者数	受験者 増減数	受験率 (%)	一次試験 合格者数	最終合 格者数	最終合格者 増減数	競争 倍率
平成25年度	2,519	△ 30	2,141	△ 61	85.0	258	146	△ 14	14.7
平成26年度	2,364	△ 155	2,034	△ 107	86.0	283	164	18	12.4
平成27年度	2,211	△ 153	1,928	△ 106	87.2	316	193	29	10.0
平成28年度	2,027	△ 184	1,770	△ 158	87.3	257	152	△ 41	11.6
平成29年度	1,860	△ 167	1,596	△ 174	85.8	215	130	△ 22	12.3

(イ) 中級試験

中級試験は、短期大学卒業程度の能力を有する者を対象とした試験である。試験区分は、県立学校事務Ⅰ、県立学校事務Ⅱ、市町村立学校事務の3区分であった。

申込者数は、総数799人で前年度より128人の減、受験者数は、総数583人で前年度より93人の減であった。受験率は、73%で前年度(72.9%)を上回った。

最終合格者数は、27人で前年度より10人の減、競争倍率は21.6倍で前年度(18.3倍)を上回った。

(過去5年間の実績)

項目 年度	受験申 込者数	申込者 増減数	受験者数	受験者 増減数	受験率 (%)	一次試験 合格者数	最終合 格者数	最終合格者 増減数	競争 倍率
平成25年度	1,410	△ 165	1,068	△ 140	75.7	163	61	△ 25	17.5
平成26年度	1,114	△ 296	883	△ 185	79.3	63	33	△ 28	26.8
平成27年度	967	△ 147	709	△ 174	73.3	48	24	△ 9	29.5
平成28年度	927	△ 40	676	△ 33	72.9	69	37	13	18.3
平成29年度	799	△ 128	583	△ 93	73.0	52	27	△ 10	21.6

(ウ) 初級試験

初級試験は、高等学校卒業程度の能力を有する者を対象とした試験である。試験区分は、一般事務、土木、農業土木、警察事務の4区分であった。

申込者数は、総数756人で前年度より31人の増、受験者数は、総数405人で前年度より7人の減であった。受験率は、53.6%で前年度(56.8%)を下回った。

最終合格者は28人で前年度と同数であり、競争倍率は14.5倍で前年度(14.7倍)を下回った。

(過去5年間の実績)

項目 年度	受験申 込者数	申込者 増減数	受験者数	受験者 増減数	受験率 (%)	一次試験 合格者数	最終合 格者数	最終合格者 増減数	競争 倍率
平成25年度	718	△ 23	453	△ 57	63.1	51	24	3	18.9
平成26年度	676	△ 42	433	△ 20	64.1	58	30	6	14.4
平成27年度	681	5	461	28	67.7	46	31	1	14.9
平成28年度	725	44	412	△ 49	56.8	58	28	△ 3	14.7
平成29年度	756	31	405	△ 7	53.6	33	28	0	14.5

(イ) 警察官A試験

警察官Aは、大学卒業者又は卒業見込者を対象とした試験である。警察官A試験は、警察官A(男性)(女性)(武道指導)の3区分であった。

申込者数は614人で前年度より5人の減、受験者数は、429人で前年度より38人の減であった。受験率は、69.9で前年度(75.4%)を下回った。

最終合格者は61人で前年度より2人の減、競争倍率は7.0倍で前年度(7.4倍)を下回った。

(過去5年間の実績)

項目 年度	受験申 込者数	申込者 増減数	受験者数	受験者 増減数	受験率 (%)	一次試験 合格者数	最終合 格者数	最終合格者 増減数	競争 倍率
平成25年度	781	△ 60	589	3	75.4	285	67	△ 13	8.8
平成26年度	694	△ 87	519	△ 70	74.8	237	67	0	7.7
平成27年度	702	8	512	△ 7	72.9	232	90	23	5.7
平成28年度	619	△ 83	467	△ 45	75.4	212	63	△ 27	7.4
平成29年度	614	△ 5	429	△ 38	69.9	205	61	△ 2	7.0

(オ) 警察官B試験

警察官Bは、大学卒業者(卒業見込者を含む)以外を対象とした試験である。警察官B試験は、警察官B(男性)(女性)(武道指導)の3区分であった。

申込者数は1,256人で前年度より95人の減、受験者数は、809人で前年度より65人の減であった。受験率は64.4%で前年度(64.7%)を下回った。

最終合格者は60人で前年度より7人の減、競争倍率は13.5倍で前年度(13.0倍)を上回った。

(過去5年間の実績)

項目 年度	受験申 込者数	申込者 増減数	受験者数	受験者 増減数	受験率 (%)	一次試験 合格者数	最終合 格者数	最終合格者 増減数	競争 倍率
平成25年度	1,319	107	877	471	66.5	142	26	△ 13	33.7
平成26年度	1,109	△ 210	743	△ 134	67.0	195	56	30	13.3
平成27年度	1,160	51	834	91	71.9	361	84	28	9.9
平成28年度	1,351	191	874	40	64.7	279	67	△ 17	13.0
平成29年度	1,256	△ 95	809	△ 65	64.4	262	60	△ 7	13.5

(カ) 身体障害者を対象とした採用選考試験

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障害者の雇用の促進を図ることを目的とした選考試験である。試験区分は、一般事務の1区分であった。

申込者数は、総数26人で前年度より5人の増、受験者数は、24人で前年度より3人の増であった。受験率は、92.3%で前年度(100%)を下回った。

最終合格者は2人で前年度より1人の増、競争倍率は12.0倍で前年度(21.0倍)を下回った。

(過去5年間の実績)

項目 年度	受験申 込者数	申込者 増減数	受験者数	受験者 増減数	受験率 (%)	一次試験 合格者数	最終合 格者数	最終合格者 増減数	競争 倍率
平成25年度	30	1	25	9	83.3	6	2	1	12.5
平成26年度	19	△ 11	16	△ 9	84.2	7	3	1	5.3
平成27年度	22	3	21	5	95.5	5	2	△ 1	10.5
平成28年度	21	△ 1	21	0	100.0	4	1	△ 1	21.0
平成29年度	26	5	24	3	92.3	6	2	1	12.0

(キ) 口頭による開示の請求を受けて開示を実施した個人情報

「口頭により開示請求をすることができる保有個人情報」(平成18年3月28日人事委員会告示第1号)に基づき、平成29年度に開示した個人情報は下表のとおりである。

試験種類	開示した内容	件数
上級	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	585
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	175
中級	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	122
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	29
初級	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	88
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	21
警察官A	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	195
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	148
警察官B	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	154
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	102
身体障害者を対象 とした選考試験	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	6
	第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	4

※ 警察官については、男性、女性及び武道指導の総数である。

イ 採用試験の実施日程

平成29年度は、上級試験、中級試験、初級試験、警察官A試験、警察官B試験及び身体障害者を対象とした選考試験を下表の日程で実施した。

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日	最終合格発表日
上級	4月7日	5月8日 ～ 5月19日	6月25日	7月7日	7月23日 ～ 8月16日	9月8日
中級	4月7日	7月18日 ～ 7月31日	9月24日	10月6日	10月22日 ～ 11月7日	11月24日
初級	4月7日	7月18日 ～ 7月31日	9月24日	10月6日	10月22日 ～ 11月2日	11月24日
警察官A	4月7日	5月8日 ～ 5月19日	7月8日 ～ 7月9日	7月21日	8月5日 ～ 8月16日	9月1日
警察官B	4月7日	7月18日 ～ 7月31日	10月14日 ～ 10月15日	10月27日	11月11日 ～ 12月4日	12月22日
身体障害者を対象とした選考試験	4月7日	7月18日 ～ 7月31日	10月15日	10月27日	11月10日	11月24日

※ 警察官A及び警察官B試験については男性、女性とも同一日程である。

ウ 採用試験の対象職と給料

試験種類ごとの対象となる職及び給料月額は、下表のとおりである。

試験の種類	対象職		給料月額	
上級	行政職給料表	1級の職	179,200	円
	企業局給料表	1級の職	179,200	円
	研究職給料表	2級の職	192,500	円
中級	行政職給料表	1級の職	159,800	円
初級	行政職給料表	1級の職	147,100	円
	企業局給料表	1級の職	147,100	円
警察官A	公安職給料表	1級の職	205,200	円
警察官B	公安職給料表	1級の職	169,500	円
身体障害者を対象とした選考試験	行政職給料表	1級の職	142,600	円

※ 給料月額は、平成30年4月1日現在のものである。

エ 採用試験の受験資格

平成29年度採用試験の受験資格は、下表のとおりである。

試験の種類	受 験 資 格
上級	<p>1 次のいずれかに該当する者 (1) 昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者(学歴不問) (2) 平成8年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)</p> <p>※ 次の試験区分については年齢要件の他に次の要件が必要である。 ・「社会福祉」 次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉士の資格を有する者 (2) 社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成30年3月までに取得する見込みの者 ・「警察事務」 日本国籍を有する者</p>
中級	<p>平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 ※次の試験区分については年齢要件の他に次の要件が必要である。 ・「学校事務Ⅱ」 司書となる資格を有する者又は平成30年3月までに取得する見込みの者</p>
初級	<p>平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 (大学(短期大学を除く。))における在学期間が2年を超える者は、受験できない。) ※次の試験区分については年齢要件の他に次の要件が必要である。 ・「警察事務」 日本国籍を有する者</p>
警察官A	<p>1 昭和63年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者 2 日本国籍を有する者 ※次の試験区分については上記1及び2の他に次の要件が必要である。 ・「武道指導」 柔道又は剣道の段位が3段以上かつ競技会において優秀な成績をあげた者</p>
警察官B	<p>1 昭和63年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 大学を卒業した者及び平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者 2 日本国籍を有する者 ※次の試験区分については上記1及び2の他に次の要件が必要である。 ・「武道指導」 柔道又は剣道の段位が2段以上かつ競技会において優秀な成績をあげた者</p>
身体障害者を対象とした選考試験	<p>昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で次の(1)から(3)までの全てに該当するもの (1) 申込日現在において、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者 (2) 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者 (3) 沖縄県内に居住する者(通学のため一時的に県外に居住している者を含む。)</p>

※ 地方公務員法第16条の欠格事項に該当する者は、受験できない。

※ 大学とは、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)をいう。

※ 警察官試験については、男性及び女性とも受験資格は同一である。

オ 採用試験の実施方法

平成29年度採用試験においては、下表のとおり第1次試験、第2次試験及び資格調査を行い、合格者を決定した。

試験の種類	第1次試験	第2次試験	資格調査
上級	○教養試験 択一式50題(2時間30分) ○専門試験 択一式40題(2時間)	○口述試験 (個別面接、集団討論(上級の み))	○受験資格の有無 ○申込書記載事項の真否等
中級	○教養試験 択一式50題(2時間30分) ○専門試験 択一式40題(2時間)	○論文試験 (上・中級のみ:2時間)	
初級	○教養試験 択一式50題(2時間30分) ○専門試験 (土木、農業土木のみ) 択一式40題(2時間)	○作文試験 (初級のみ:1時間) ○適性検査	
警察官A 及び 警察官B	○教養試験 択一式50題(2時間30分) ○体力検査 (体力検査I)	○口述試験 (個別面接) ○論文試験 (警察官Aのみ:2時間) ○作文試験 (警察官Bのみ:1時間) ○適性検査 ○身体検査 (医療機関において受検) ○身体測定 (身長、体重、胸囲(男性の み)、身体の諸機能) ○体力検査 (体力検査II) ○資格加点 ○武道検査 (武道指導のみ)	
身体障害者を 対象とした 選考試験	○教養試験 択一式40題(2時間)	○口述試験 (個別面接) ○作文試験(1時間) ○適性検査	

カ 採用試験の実施結果

平成29年度の採用試験の実施結果は下表のとおりである。

試験種類	試験区分	採用見込者数	申込者数 (A)	受験者数 (B)	受験率 (%) (B/A ×100)	一 次 合格者	最 終 合格者 (C)	競争率 (倍) (B/C)	採用候補者名簿登載者数		
									採 用 者 数	辞 退 者 等 数	未 採 用 者 数
上級	行政 I	37名	1,172	1,011	86.3	79	45	22.5	31	14	0
	心理	若干名	28	21	75.0	4	1	21.0	1	0	0
	社会福祉	"	57	47	82.5	18	9	5.2	9	0	0
	電気	"	34	29	85.3	12	7	4.1	4	3	0
	機械	"	25	21	84.0	6	5	4.2	2	3	0
	土木	20名	53	41	77.4	17	17	2.4	14	3	0
	建築	若干名	29	25	86.2	10	9	2.8	6	3	0
	化学	"	23	22	95.7	5	3	7.3	1	2	0
	農業	"	45	39	86.7	8	4	9.8	4	0	0
	農業土木	"	19	18	94.7	9	7	2.6	2	5	0
	農芸化学	"	38	32	84.2	5	2	16.0	2	0	0
	畜産	"	7	7	100.0	4	1	7.0	1	0	0
	林業	"	14	13	92.9	8	5	2.6	4	1	0
	水産	"	14	13	92.9	5	4	3.3	4	0	0
	病院事務	"	84	72	85.7	15	8	9.0	6	2	0
警察事務	"	218	185	84.9	10	3	61.7	1	2	0	
小計			1,860	1,596	85.8	215	130	12.3	92	38	0
中級	県立学校事務 I	若干名	390	273	70.0	16	9	30.3	5	4	0
	県立学校事務 II	"	46	43	93.5	6	3	14.3	3	0	0
	市町村立学校事務	"	363	267	73.6	30	15	17.8	10	5	0
	小計		799	583	73.0	52	27	21.6	18	9	0
初級	一般事務	11名	547	299	54.7	22	20	15.0	18	2	0
	土木	若干名	11	9	81.8	4	4	2.3	4	0	0
	農業土木	"	2	2	100.0	1	1	2.0	0	1	0
	警察事務	"	196	95	48.5	6	3	31.7	2	1	0
	小計		756	405	53.6	33	28	14.5	24	4	0
計		3,415	2,584	75.7	300	185	14.0	134	51	0	
警察官	警察官A(男性)	40名	485	365	75.3	175	51	7.2	40	11	0
	警察官A(女性)	若干名	128	63	49.2	30	10	6.3	8	2	0
	警察官A(武道指導)	"	1	1	100.0	0	-	-	-	-	-
	警察官B(男性)	40名	970	647	66.7	219	49	13.2	37	12	0
	警察官B(女性)	若干名	282	158	56.0	41	10	15.8	7	3	0
	警察官B(武道指導)	"	4	4	100.0	2	1	4.0	1	0	0
	計		1,870	1,238	66.2	467	121	10.2	93	28	0
合計		5,285	3,822	72.3	767	306	12.5	227	79	0	

身体障害者を対象とした選考試験

一般事務	若干名	26	24	92.3	6	2	12.0	1	1	0
------	-----	----	----	------	---	---	------	---	---	---

※採用候補者名簿登載者数については、平成30年4月1日現在の数である。

キ 採用候補者名簿登載者の状況

平成29年度採用試験合格者の試験種類、試験区分別の学歴及び年齢別構成等は、下表のとおりである。

試験種類	試験区分	名簿登載者数	学 歴				年 齢																性 別				
			大学卒者※	短大卒者※	高卒者※	中卒者・その他	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳以上	男	女				
上級	行政 I	45	43		2					14	9	10	4	1	2	4	1									35	10
	心理	1	1								1															1	
	社会福祉	9	9								2	1	2	1	2		1									4	5
	電気機械	7	7						1	2	1	1	1			1										6	1
	土木	5	4	1					2	1			1				1									5	
	土木建築	17	17						5	5	3	2				1	1									17	
	建築	9	9						4	2		2					1									7	2
	化学	3	3									1	1	1												2	1
	農業	4	4						1		1		1					1								3	1
	農業土木	7	7						1	4	1	1														5	2
	農芸化学	2	2										1					1								1	1
	畜産	1	1								1															1	
	林業	5	5						2				1	1		1										2	3
	水産	4	4						1		1		1			1										3	1
	病院事務	8	7		1					1						3	1	3								4	4
警察事務	3	3						1				1				1									0	3	
小計	130	126	1	3	0	0	0	0	0	32	28	19	16	8	7	12	8	0	0	0	0	0	0	0	96	34	
中級	県立学校I 事務	9	9								2	2		1	4											3	6
	県立学校II 事務	3	3						1					2												1	2
	市町村 立校事務	15	14	1					3	4	3	1	1	3												4	11
	小計	27	26	1	0	0	0	0	0	4	6	5	1	4	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	19
初級	一般事務	20			20				7	6	7															14	6
	土木	4			4		4																			4	
	農業土木	1			1				1																	1	
	警察事務	3			3				1	2																3	
	小計	28	0	0	28	0	4	7	7	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	6
計	185	152	2	31	0	4	7	7	10	36	34	24	17	12	14	12	8	0	0	0	0	0	0	0	126	59	
警察官	警察官A(男性)	51	51							16	7	4	8	9	4	2	1									51	
	警察官A(女性)	10	10							4	1	3		1		1											10
	警察官B(男性)	49			49		8	5	21	9		2		1	2		1									49	
	警察官B(女性)	10			10		4	4	2																		10
	警察官B(武道指導)	1			1			1																		1	
	計	121	61	0	60	0	12	10	23	9	20	10	7	9	12	4	4	1	0	0	0	0	0	0	0	101	20
合計	306	213	2	91	0	16	17	30	19	56	44	31	26	24	18	16	9	0	0	0	0	0	0	0	227	79	

身体障害者を対象とした選考試験

一般事務	2	2								2																1	1
計	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

※注意 年齢は、平成30年4月1日現在である。
 大学卒者、短大卒者及び高卒者には、卒業見込者が含まれる。
 大学院卒業者（卒業見込者・在学者を含む）は、大学卒者欄に含まれる。

ク 採用選考

職員の採用は、競争試験で行うことが原則であるが、競争試験によって採用することが適当でない職種については、選考で行うことができるとされている。

職員の任用に関する規則は、選考によることができるものとして、組織上の職（部長、統括監、課長、班長、主査等）、法令に定める資格又は免許を必要とする職（医師、看護師等）、警察官の階級上の職のうち巡査部長以上の職、現業職員の職、その他人事委員会が競争試験によることが適当でないと認める職等を規定している。

選考は、原則として人事委員会が行うが、警察官の階級上の職のうち警部以下の職（人事交流による場合に限る。）、現業職員の職等への採用についての選考の権限は、任命権者に委任している。

平成29年度に人事委員会が行った採用選考の状況は、下表のとおりである。

職 種	選 考 申 請 人 員					選考 承認人員
	知 事	教育委員会	警察本部	病院事業局	計	
部長級	1				1	1
課長級		5	2		7	7
班長級	1	3			4	4
主査級	1	8		1	10	10
主任級	2				2	2
主事級	1				1	1
科部長				2	2	2
科副部長				3	3	3
医長				5	5	5
医師	1			45	46	46
獣医師	8				8	8
保健師	7				7	7
看護師				159	159	159
薬剤師	1			6	7	7
学校栄養職員		5			5	5
臨床検査技師				4	4	4
臨床工学技士				14	14	14
理学療法士				4	4	4
作業療法士				3	3	3
言語聴覚士				3	3	3
診療放射線技師				7	7	7
職業訓練指導員	3				3	3
警察官			6		6	6
渉外事件調査員			2		2	2
機関士	1		2		3	3
通信士		1			1	1
学芸員	2				2	2
計	29	22	12	256	319	319

(2) 昇任試験の状況

ア 警察官昇任試験の実施状況

警察官の昇任試験の実施等については、職員の任用に関する規則第36条の規定に基づき警察本部長に委任している。

平成29年度に警察本部長が実施した昇任試験の状況は、下表のとおりである。

試験の種類		受験資格	試験日	申込者	受験者	第一次合格者	第二次合格者	最終合格者	競争率	
巡査部長	一般	大 学 卒業 者 短 大 卒業 者 その他	巡査の階級に3年以上在級している者 巡査の階級に4年以上在級している者 巡査の階級に5年以上在級している者	第一次試験 平成29年4月29日 第二次試験 平成29年5月18日 第三次試験 平成29年6月15, 16日	495	487	116	90	75	6.49
	専 門	大 学 卒業 者	巡査の階級に8年以上在級している者	実施なし						
		短 大 卒業 者	巡査の階級に10年以上在級している者							
その他		巡査の階級に12年以上在級している者								
警 部 補	一般	大 学 卒業 者 短 大 卒業 者 その他	巡査部長の階級に2年以上在級している者 巡査部長の階級に3年以上在級している者 巡査部長の階級に4年以上在級している者	第一次試験 平成29年5月20日 第二次試験 平成29年5月30日 第三次試験 平成29年6月26, 27日	430	413	95	65	45	9.18
	専 門	巡査部長の階級に8年以上在級し、かつ年齢35歳以上の者	実施なし							
	一般	警部補の階級に4年以上在級している者	第一次試験 平成29年6月3日 第二次試験 平成29年7月4日 第三次試験 平成29年8月8, 9日	360	345	60	32	15	23.00	
専 門	警部補の階級に8年以上在級している者	実施なし								

備考 在級期間の計算は、休職、療養及び育児休業期間が6か月を超える場合は、その期間を除く。

イ 昇任選考状況

組織上の職（部長、統括監、課長、班長、主査等）、法令に定める資格又は免許を必要とする職（医師、看護師等）、警察官の階級上の職のうち警視の職、その他人事委員会が選考によることが適当であると認める職等への昇任については選考により行うものとされている。

なお、(1) 組織上の職が主査及びこれに相当する職以下の職、(2) 警察官の階級上の職のうち、警部、警部補及び巡査部長の職、(3) 公務上の負傷若しくは疾病によって死亡し、又は著しい障害の状態となった者の上位の職、(4) 20年以上勤務して退職する者で、在職中の人事評価が特に優れていると認められるものの上位の職、(5) 上記(3)、(4)に準ずる者と認められるものの上位の職への昇任についての選考は、任命権者に委任している。

平成29年度に人事委員会が行った昇任選考の状況は、下表のとおりである。

職種	選考申請人員									選考承認人員
	知事部局	企業局	教育委員会	警察本部	議会事務局	監査員事務局	人事委員会事務局	病院事業局	計	
部長級	7				1			2	10	10
統括監級	15		3	7	1			8	34	34
課長級	56	4	7	14	2	1		9	93	93
班長級	班長（主幹、課長補佐、事務長等含む。）	76	2	23	2	1		1	105	105
	船長	1							1	1
	研究主幹	1							1	1
	浄化センター長	2							2	2
	科長				1				1	1
	部長・副部長（医師）							9	9	9
	看護主幹							13	13	13
	副薬局長							1	1	1
	副技師長							8	8	8
計	158	6	33	24	5	1	0	51	278	278

(3) 臨時的任用

法第22条第2項では、「任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる」ことが規定されている。

臨時的任用を行うことができる場合として、職員の任用に関する規則では、(1) 災害その他重大な事故のため、当該職に採用、昇任、転任又は降任の方法により職員を任命するまでの間、欠員にしておくことができない緊急の場合、(2) 当該職が臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時のものである場合、(3) 当該職に対する任用候補者の提示の請求に対し、人事委員会から適当な任用候補者がいない旨の通知を受けた場合、任用候補者の数が採用し、若しくは昇任させるべき者の数に4人を加えた数に足りない旨の通知を受けた場合又は提示された者のうち当該採用又は当該昇任の志望者が5人に満たない場合で、人事委員会から他に適当な任用候補者がいない旨の通知を受けた場合と定めている。

臨時的任用を行う場合は、人事委員会の承認を得なければならないが、上記(1)、(3)の場合及び(2)に該当する臨時的任用が職員の産前休暇、産後休暇、病気休暇又は介護休暇に伴う当該職員の代替業務に従事する職への任用に係るものである場合は、人事委員会の承認があったものとみなしている。

また、臨時的任用の期間は、6月を超えない期間で更新することができ、この場合も人事委員会の承認があったものとみなしている。

平成29年度における臨時的任用に係る承認状況（みなし承認を除く。）は、下表のとおりである。

職名	知事部局	教育委員会	警察本部	病院事業局	計
主事	2		10		12
事務主事		1			1
技師					0
看護師					0
管理栄養士				1	1
診療放射線技師				1	1
言語聴覚士					0
精神保健福祉士				3	3
計	2	1	10	5	18

(4) 公益的法人等への職員の派遣等

地方公共団体における職員派遣に統一的なルールを設定し、職員派遣の適正化、手続きの透明化や職員の身分取り扱いの明確化を図ることを目的として、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）が制定され、これに伴い、沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）が制定された。

同条例に基づき、沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年3月8日沖縄県人事委員会規則第2号）において、職員を派遣（退職派遣を含む。）することのできる団体を次のとおり定めている。

（平成30年4月1日現在）

<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>公益社団法人沖縄県地域振興協会 公益財団法人沖縄科学技術振興センター 公益財団法人おきなわ女性財団 公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団 一般社団法人沖縄県農業会議 公益財団法人沖縄県農業振興公社 公益社団法人沖縄県糖業振興協会 公益財団法人沖縄県畜産振興公社 一般財団法人沖縄県水産公社 一般社団法人沖縄県漁港漁場協会 公益財団法人沖縄県産業振興公社 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 公益財団法人沖縄県文化振興会 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 公益財団法人沖縄県体育協会 公益財団法人沖縄県建設技術センター 一般財団法人沖縄美ら島財団 公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議</p>	<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>学校法人沖縄科学技術大学院大学学園 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会 日本赤十字社 沖縄県農業共済組合 沖縄県土地改良事業団体連合会 全国漁業信用基金協会 沖縄県土地開発公社 日本下水道事業団 沖縄県住宅供給公社</p>
	<p>別表第3（第2条関係）</p> <p>地方公共団体金融機構 公益社団法人地域医療振興協会</p>
	<p>別表第4（第5条関係）</p> <p>那覇空港ビルディング株式会社 沖縄県環境整備センター株式会社 株式会社沖縄県物産公社 久米島空港ターミナルビル株式会社 石垣空港ターミナル株式会社 沖縄都市モノレール株式会社</p>

(5) 服務関係

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第4号）第2条第14号及び第15号に基づく承認は、次のとおりであった。

14号関係

- 日本・マレーシア外交関係樹立60周年記念事業平成29年度マレーシア派遣日本武道代表団（団員）
- 空手1 シリーズA 2017沖縄大会（選手）
- 天皇盃 第23回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会（監督）

15号関係

- 平成29年度の承認なし

4 給与関係業務

(1) 給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)の規定に基づき、沖縄県職員の給与に関する条例、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の給与、民間の給与、人事院の給与勧告その他職員の給与決定等に関する諸条件について調査検討を行い、給与等に関する報告及び勧告を行った。

その概要は、次のとおりである。

ア 職員の給与等

本委員会は、平成29年4月現在における職員の給与等の実態を把握するため、「平成29年職員給与等実態調査」を行った。

その結果、職員の総数は19,939人であり、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職、任期付職員について9種11給料表が適用されている。

このうち各給料表の基準となっている行政職給料表の適用者は、4,543人であり、平成29年4月における平均給与月額、給料310,043円、扶養手当9,808円、その他20,706円、計340,557円となっている。また、その平均年齢は40.1歳、平均経験年数は17.3年、平均扶養親族数は1.1人、男女別構成は男性63.1%、女性36.9%、学歴別構成は大学卒77.0%、短大卒12.9%、高校卒10.1%、中学卒0.1%となっている。

なお、職員全体の平均給与月額は、給料347,079円、扶養手当10,820円、その他22,294円、計380,193円である。また、その平均年齢は41.6歳、平均経験年数は19.0年、平均扶養親族数は1.2人、男女別構成は男性55.5%、女性44.5%、学歴別構成は大学卒79.9%、短大卒10.9%、高校卒9.1%、中学卒0.1%となっている。

イ 民間の給与等

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との比較・検討を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所を対象として、層化無作為抽出法によって143事業所を抽出のうえ、「平成29年職種別民間給与実態調査」を行った。調査では、平成29年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。また、給与改定の状況等について調査を行った。

(ア) 給与改定の状況等

給与改定の状況は、民間事業所においては、一般の従業員について、ベースアップ慣行のない事業所の割合が63.2%(昨年65.0%)となっており、ベースアップを実施した事業所の割合は23.6%(昨年25.1%)となっている。なお、ベースアップを中止した事業所の割合は13.2%(昨年9.9%)となっている。

また、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は90.1%(昨年82.9%)となっている。一方で、定期昇給を停止した事業所の割合は0.0%(昨年0.0%)、定期昇給制度のない事業所の割合は9.9%(昨年17.1%)となっている。

初任給の状況については、新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で27.3

%（昨年31.9%）、高校卒で16.7%（昨年19.8%）となっており、そのうち大学卒で39.0%（昨年32.2%）、高校卒で48.2%（昨年26.6%）の事業所で、初任給は増額となっている。

(イ) 諸手当の支給状況

a 家族手当の支給状況

家族手当の支給状況については、扶養家族の構成別の手当の平均支給月額、配偶者について11,397円、配偶者と子1人について15,959円、配偶者と子2人について20,013円となっている。

b 特別給の支給状況

平成28年8月から平成29年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.38月分となっている。

ウ 職員給与と民間給与との比較

前記の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間においてはこれに相当する職種の者について、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、その較差を算出したところ、職員給与が民間給与を1人当たり平均650円(0.19%)下回っていた。

エ 物価及び生計費

(ア) 物価指数

平成29年4月の消費者物価指数（総務省）は、前年4月に比べ那覇市で0.2%、沖縄県で0.4%、全国で0.4%と上昇している。

(イ) 標準生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）等を基礎として算定した平成29年4月における那覇市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ158,680円、170,580円、182,510円となっている。

オ むすび

職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上述べてきたとおりである。本委員会としては、これらの諸条件を総合的に勘案したところ、職員の給与等については、次のとおり措置する必要があると考える。

(ア) 給与改定について

本委員会は、職員給与及び民間給与の実態調査の結果、月例給について、職員給与が民間給与を下回るとともに、特別給についても、職員の年間支給月数が民間の年間支給割合を下回ったこと、並びに国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、諸事情を総合的に勘案し、職員の給与については、国、他の都道府県及び民間の給与水準に均衡させるとともに、社会一般の情勢に適応するよう次のとおり取り扱う必要があると判断した。

a 給料表

給料表（教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。）については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定すること。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定

を行うこと。

b 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定すること。

c 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とすること。

支給月数の引上げ分は、平成29年度については、12月期の勤勉手当を0.10月分引き上げ、平成30年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分すること。

再任用職員、大学の学長並びに一般職の任期付研究員及び任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行うこと。

d その他の課題

(a) 特地勤務手当

特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）については、離島その他の生活に著しく不便な地に所在する公署ごとにそれぞれ級地区分が定められているが、本委員会としては、国や他の都道府県の動向を注視しつつ、引き続き、本県の社会経済情勢の実態把握等必要な検討を行っていくこととする。

(イ) 公務運営に関する課題について

a 働き方改革と勤務環境の整備

(a) 時間外勤務の縮減と勤務時間の管理

人事院は、本年の報告で、長時間労働の是正について、民間企業においては「働き方改革実行計画」に基づく労働制度の抜本改革が行われようとしているところであり、公務においても、より実効性のある取組を推進していくことが求められているとして、マネジメントの強化、一層の業務改革及び業務合理化への取組が必要と述べている。

時間外勤務の縮減について、本委員会は、職員の心身の健康保持のみならず、ワーク・ライフ・バランスの実現、公務能率の向上等を図るうえで重要な課題であると認識しており、従来からその必要性を指摘してきた。

各任命権者においても、これまで様々な取組を推進してきたところであり、時間外勤務縮減の必要性は浸透してきたものと思われるが、多様化・複雑化する県民ニーズへの対応等もあり、依然として長時間の時間外勤務が行われている実態がある。

時間外勤務の縮減のためには、管理監督者が職場において、所属職員の勤務状況の把握と進行管理を適正に行い、事前命令を徹底するなど、効率的な業務運営に努めることが重要である。

さらに、組織全体として、時間外勤務が生じる要因の調査・分析及びこれまでの取組の検証を進め、業務の取捨選択や優先順位の明確化、業務プロセスの改善、繁忙期における業務支援等による業務の平準化に取り組むほか、業務実態に応じた適正な人員配置など、より一層の取組が必要である。

勤務時間の管理については、平成29年1月に厚生労働省が「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を策定しており、使用者は、出退勤（勤務）時間を適正に把握する責務があり、各任命権者は適切に対応する必要がある。

また、職員の健康管理等の見地から、宿日直等の勤務体制及び休憩時間の付与等について、適切な管理に努める必要がある。

学校における教職員の勤務時間の管理のため、出退勤時間を把握する取組が始まっているところであるが、客観的に勤務時間を把握し集計するためのシステム導入を進めていく必要がある。

さらに、教職員の長時間勤務の改善のためには、学校における勤務時間を意識した働き方、教育関係者の業務改善の取組など「学校における働き方改革」を進めていく必要がある。

(b) 仕事と家庭の両立支援の推進

職員一人一人が公務においてその能力を十分に発揮するためには、仕事と家庭の両立が図られていることが重要であり、各任命権者においては、これまでも家庭における育児や介護に係る支援制度の整備充実に取り組んできたところである。

育児に関する支援については、各任命権者において、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画により取組が進められているが、一部の任命権者においては、依然として男性職員の育児休業等の取得率は低い状況にある。

また、介護については、職員の介護休暇の取得実績に、ここ数年間大きな変化は見られないものの、今後は、少子高齢化の進展に伴い、介護休暇の取得者の増加や介護期間の長期化も予想される。

各任命権者においては、働き方改革の一環として、育児休暇や介護休暇等の取得しやすい職場環境づくりに向けた管理監督者及び男性職員の意識改革に引き続き取り組む必要がある。

(c) 心身の健康管理

職員の心身の健康管理については、健康の保持・増進の観点はもとより、公務遂行能率の維持向上という観点からも重要な課題である。

特に、心の健康づくりについては、一部の任命権者において、病気休職者全体に占める精神性疾患による休職者の割合が高い状況が続いており、その対策が重要である。

職員の心の健康を害する要因は、仕事、職場生活、家庭、地域等に存在し、複合的なものと考えられる。職員の心の健康づくりを推進していくためには、職場環境の改善を含め、任命権者のメンタルヘルスケアの積極的推進が重要であり、職場における組織的かつ計画的な対策の実施が大きな役割を果たすものである。

各任命権者においては、「心の健康づくり計画」等に基づき、これまで様々な取組を進めてきたところであるが、心の健康づくりを推進するためには、個々の職員が当事者意識を持ち、メンタルヘルスに対する理解を更に深めることが重要であり、各種研修の実施等、体系的な取組を推進するとともに、昨年度に導入されたストレスチェック制度についても、検査結果を集团的に分析し職場環境の課題の改善につなげるよう努める必要がある。

心の病等で休職した職員を対象とした復職試行や勤務軽減措置については、引き続き、これまでの取組を検証して更なる充実を図るとともに、復職後の状況把握や職務遂行能力の回復支援等といったフォローアップや再発防止策にも取り組む必要がある。

法令で義務付けられている長時間の時間外勤務を行った職員を対象とした医師による面接指導については、各任命権者とも実施率が依然として低いことから、時間外勤務縮減の努力とともに、実施率の向上に向けて取り組む必要がある。

職場におけるハラスメントは、職員の人格や尊厳を傷つける行為であり、勤労意欲の低下や心の健康に悪影響を及ぼす要因になるとともに、職場環境の悪化や公務能率の低下にもつながるおそれがある。

各任命権者においては、ハラスメントに対する理解を深めるための研修等による意識啓発や相談窓口の周知等、発生防止や相談体制の充実に引き続き取り組むとともに、良好な職場環境の確保に努める必要がある。

また、改めて職員の心身の健康と長時間勤務などの勤務環境の課題との関係についても分析・把握を行い、業務の更なる見直しや改善など「働き方改革」と「勤務環境の整備」につなげる必要がある。

b 能力及び実績に基づく人事管理の推進

各任命権者は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底等を図るため、地方公務員法に基づき、人事評価を実施しているところである。

公正な人事評価制度を円滑に実施するためには、評価者研修の充実等による評価能力の向上を図るとともに、評価者と被評価者との相談、指導、助言や、被評価者に対する研修等を通じて、人事評価制度の趣旨及び目的が評価者と被評価者との間で十分に共有されるよう、引き続き努めることが重要である。

その評価結果については、引き続き人事管理の基礎として適切に活用していく必要がある。

c 多様な人材の確保及び育成

複雑多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、県職員として優れた資質や高い能力を有する多様な人材を確保し、育成することが重要である。

本委員会は、任命権者の求める多様な人材を確保するため、これまでも、試験区分の新設や試験実施方法等の見直しを行ってきたところである。

一方で、一部の技術系職種において、必要な数の人材確保が厳しい状況が続いている。

本委員会としても、受験者募集の周知に引き続き取り組むこととするが、各任命権者においても、県の仕事の魅力を発信していくとともに、職種ごとの中長期的人員配置の考えの下、年度ごとの職員採用数の平準化に努める必要がある。

人材育成については、各任命権者における人材育成基本方針に基づき、自己啓発を中心とした能力開発を基本に、各種職員研修による人材育成を通して職員の職務遂行能力向上に努めることが重要である。

女性職員の登用拡大については、各任命権者において、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき策定した特定事業主行動計画により取り組んでいるところであり、引き続き計画的、積極的な登用及び職域拡大等を図るとともに、働きやすい環境の整備に努め、意欲と能力のある女性を活用する必要がある。

また、臨時・非常勤職員については、「地方公務員法及び地方自治法の一部

を改正する法律（平成29年法律第29号）」の趣旨を踏まえ、平成32年4月1日の施行に向けて、各任命権者においては、適切に対応するとともに、知事においては、各任命権者との連絡、調整等を適切に行う必要がある。

d 高齢層職員の能力及び経験の活用

人事院は、本年の報告で、質の高い行政サービスを維持するには高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠で、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となる定年の引上げが適当であるとしており、政府においても具体的な検討を進めているところである。

本県では、現在、再任用制度により雇用と年金の接続を図っているところであり、各任命権者においては、引き続き、定年退職する職員の希望、意欲、能力、適性等に応じ、その職員が培ってきた専門的知識や経験を活用し得るポストへの配置に努めるとともに、定年の引上げについて、国の動向、他の地方公共団体の取組等を注視していく必要がある。

e 服務規律の徹底

県行政を円滑に推進する上で県民の信頼は不可欠であり、その信頼を保持するためには、職員一人一人が、自らの行動が県行政への信頼に大きな影響を与えることを認識し、県民全体の奉仕者として、勤務時間の内外を問わず自覚を持ち、県民の信頼に応えるべく、高い使命感をもって職務に精励することが肝要である。

本委員会においては、これまでも、この認識の下、職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、依然として、一部の職員による不祥事が相次いでいる状況にある。

各任命権者においては、従来より注意喚起、研修の実施等に取り組んできたところであるが、改めてこれまでの取組の効果を検証の上、不祥事の根絶に向け、職員に対して法令遵守の意識を徹底させるとともに、綱紀の肅正に万全を期し、県民の信頼に応えることが重要である。

カ 勧告

本委員会は、前記の報告に基づき、次の事項を実現するため、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）を改正することを勧告する。

(7) 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

a 給料表

現行の給料表を別記第1（省略）のとおり改定すること。

b 諸手当

(a) 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を414,300円とすること。

(b) 期末手当及び勤勉手当

① 平成29年12月期の支給割合

i ii及びiii以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあっては、0.45月分）とすること。

ii 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあっては、0.55月分）とすること。

iii 大学の学長

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

② 平成30年6月期以降の支給割合

i ii及びiii以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.425月分）とすること。

ii 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.525月分）とすること。

iii 大学の学長

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

(イ) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

a 給料表

現行の給料表を別記第2（省略）のとおり改定すること。

b 期末手当

(a) 平成29年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

(b) 平成30年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

(ウ) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

a 給料表

現行の給料表を別記第3（省略）のとおり改定すること。

b 特定任期付職員の期末手当

(a) 平成29年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

(b) 平成30年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

(イ) 改定の実施時期等

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、(ア)のbの(b)の①、(イ)のbの(a)及び(ウ)のbの(a)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から、(ア)のbの(b)の②、(イ)のbの(b)、(ウ)のbの(b)については平成30年4月1日から実施すること。

[備考]

1 給与勧告の基本的考え方

(1) 給与勧告の意義

給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一

般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有し、職員の士気を高め、人材の確保や労使関係等の安定に寄与するなど、能率的な行政運営を維持する上での基盤である。

(2) 民間準拠方式の合理性

国や地方公共団体の職員の給与は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であることなどから、マイナス調整の場合も含め、民間企業の状況を反映させる形で決定するのが最も合理的である。

(3) 公務員の身分保障

公務員の身分保障は、公務の中立性・安定性の確保を目的とするものであり、私企業からの隔離など罰則も伴う厳しい服務規律が課せられている。したがって、身分保障制度と給与水準とはそれぞれ別の次元の問題であり、公務員の給与は、その時々々の経済・雇用情勢を反映して決定される民間企業の給与水準に合わせていくことが最も合理的である。

2 公民の給与の比較について

- (1) 人事院と全国の人事委員会の共同により企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所を対象に、約12,300事業所の約49万人の個人別給与を实地調査
本県における实地調査は、143事業所、約5,087人の個人別給与を实地調査
- (2) 月例給については、公民の実際に支払われた4月分給与を調査（ベア中止、賃金カット等を行った企業の状況を含む。）し、職種、役職段階、学歴、年齢など給与決定要素を同じくする者同士を比較
- (3) 特別給（ボーナス）については、平成28年8月から平成29年7月までの1年間の民間の支給月数と公務の年間支給月数を比較

(2) 給与勧告と実施状況

年度	人 事 委 員 会 給 与 勧 告					実 施 状 況	
	回	勧告年月日	ベース改定	勧告等の内容	改定の実施時期	実施の内容	実施年月日
29	46	29.10.10	342,877円 (29年4月平均ベース 342,315円)	1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正 (1) 給料表 現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。 (2) 諸手当 ア 初任給調整手当 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を414,300円とすること。 イ 期末手当及び勤勉手当 (7) 平成29年12月期の支給割合 a b及びc以外の職員 勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあつては、0.45月分）とすること。 b 特定幹部職員 勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあつては、0.55月分）とすること。 c 大学の学長 期末手当の支給割合を1.675月分とすること。 (イ) 平成30年6月期以降の支給割合 a b及びc以外の職員 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.425月分）	この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(7)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては、この勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成30年4月1日から実施すること。	勧告どおり	勧告どおり

			<p>とすること。</p> <p>b 特定幹部職員 6月及び12月に支給される勤 勉手当の支給割合をそれぞれ 1.1月分（再任用職員にあって は、それぞれ0.525月分）とす ること。</p> <p>c 大学の学長 6月及び12月に支給される期 末手当の支給割合をそれぞれ 1.65月分とすること。</p> <p>2 沖縄県一般職の任期付研究 員の採用等に関する条例の改 正 (1) 給料表 現行の給料表を別記第2のと おり改定すること。 (2) 期末手当 ア 平成29年12月期の支給割合 期末手当の支給割合を1.675月 分とすること。 イ 平成30年6月期以降の支給 割合 6月及び12月に支給される 期末手当の支給割合をそれぞ れ1.65月分とすること。</p> <p>3 沖縄県一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の改正 (1) 給料表 現行の給料表を別記第3のと おり改定すること。 (2) 特定任期付職員の期末手当 ア 平成29年12月期の支給割合 期末手当の支給割合を1.675 月分とすること。 イ 平成30年6月期以降の支給割 合 6月及び12月に支給される 期末手当の支給割合をそれぞ れ1.65月分とすること。</p>		
--	--	--	---	--	--

(3) 給与承認の状況

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の規定に基づく給与承認の状況は次のとおりである。

（単位：件）

条 項 任命権者	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則							計
	第10条	第16条	第17条	第18条	第26条 第1項	第37条 第1項	第45条	
知事部局 県議会 教育委員会 公安委員会 監査委員等 計		64		4			6	74
	6	8					62	76
		16					4	20
	6	88		4			72	170

注. 条項の説明

第10条 : 新たに職員となった者の職務の級

第16条 : 人事交流等により異動した場合の給料月額

- 第17条 : 特殊な職に採用する場合等の給料月額
- 第18条 : 特定の職員についての給料月額
- 第26条第1項 : 給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級
- 第37条第1項 : 表彰による特別昇給
- 第45条 : その他（この規則により難しい場合の措置）

(4) 給与の支払監理

法第8条第1項第8号の規定に基づき、職員の給与が法律、条例及び規則等に適合して行われることを確保するため、職員に対する給与の支払監理を次のとおり行った。

ア 監理重点事項

- (7) 扶養手当
- (4) 住居手当
- (ウ) 通勤手当

イ 対象機関	12
知事部局	8
教育委員会	3
公安委員会	1

	調 査 年 月 日	機 関 名
1	平成29年12月20日	うるま警察署
2	平成29年12月22日	浦添商業高等学校
3	平成30年1月11日	南部商業高等学校、やえせ特別支援高等学校
4	平成30年1月17日	土地対策課
5	〃	総合情報政策課
6	〃	消費・暮らし安全課
7	〃	南部福祉事務所
8	〃	医療政策課
9	〃	総合精神保健福祉センター
10	〃	都市計画・モノレール課
11	〃	中部土木事務所
12	平成30年1月18日	泊高等学校

※ 知事部局については、平成27年1月から総務事務センターに手当認定業務が集中化されたため、支払監理は総務事務センターにおいて実施した。

5 審査関係業務

(1) 公平審査関係業務等

職員が職務に専念し、適正かつ能率的な行政を行うためには、職員の身分が保障され、適正な勤務条件が確保されていなければならない。それが不十分であったり、あるいは侵害された場合、それを救済する手段として、「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の制度があり、また、学校医等については「公務災害補償の審査の請求」の制度が設けられている。

ア 勤務条件に関する措置の要求

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第1項第9号、第46条及び第47条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し措置の要求があった場合に、人事委員会がこれを審査し、判定し、その結果に基づいて、人事委員会の権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、権限を有する機関に対して必要な勧告等を行うものである。

平成29年度における措置の要求事案の処理状況は、次のとおりである。

28年度末 係属件数	新規受付 件数	処 理 件 数					29年度末 係属件数
		要求認容	棄 却	却 下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

イ 不利益処分についての審査請求

法第49条の2の規定に基づき、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法又は不当であればこれを取り消し、又は修正し、さらに必要があれば任命権者に対し是正措置を指示するものである。

平成29年度における審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

28年度末 係属件数	新規受付 件数	処 理 件 数					29年度末 係属件数
		処分の取消 又は修正	棄 却	却 下	取下げ	計	
1	3	0	0	2	0	2	2

ウ 公務災害補償の審査の請求

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条第1項の規定に基づき、補償の実施に関して異議のある者から審査の請求があった場合に、人事委員会がこれを審査し、裁定を行うものである。

平成29年度における審査の請求事案の処理状況は、次のとおりである。

28年度末 係属件数	新規受付 件数	処 理 件 数					29年度末 係属件数
		請求認容	棄 却	却 下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 苦情処理関係業務

法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事委員会が助言、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものである。

平成29年度においては、20件の苦情相談があった。状況は次のとおりである。

28年度末 係属件数	新規受付 件数	相 談 内 容						29年度末 係属件数
		任用 関係	給与 関係	勤務条件 ・サービス	公平 審査	いじめ・ハラ スメント	その他	
0	20	7	2	3	2	5	1	0

(3) 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議業務

退職手当管理機関が、在職期間中に懲戒免職処分に相当する非違行為を行った元職員や元職員の遺族等に対して、退職手当の支給制限等の処分を行おうとする場合、沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）第20条第1項の規定に基づき、人事委員会の意見を聴かなければならないこととなっている。

平成29年度においては、意見照会はなかった。

(4) 職員団体関係業務

ア 職員団体の登録

職員団体の登録は、職員団体が法令の定める要件に適合している団体であるかどうか確認し、労使間における交渉その他労使関係の正常な運営を図るために人事委員会が公証する制度であり、職員団体は、法第53条第1項の規定に基づき、人事委員会に登録申請をすることができることとなっている。

平成29年度末現在で登録されている職員団体は、次のとおりである。

名 称	登 録		法人格 の有無	平成29年度登録事項 変更内容(変更年月日)
	番号	年 月 日		
沖縄県高等学校・障害児学校教職員組合	2	昭47. 11. 8	有	所在地(29. 10. 30) 役員(30. 3. 20)
沖縄県教職員組合	3	昭47. 11. 14	有	役員(29. 4. 4)
沖縄県職員労働組合	4	昭48. 4. 23	有	役員、規約(30. 3. 30)
沖縄県教職員組合那覇支部	6	昭51. 2. 12	有	役員(30. 2. 14)
沖縄学校事務労働組合	8	平5. 6. 29	有	役員(29. 4. 21)

イ 法人格付与法に基づく規約の認証

法第53条の規定による登録の要件を備えていない職員団体等であっても、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）における所定の要件を備える場合には、同法に基づき、規約について人事委員会の認証を受け、主たる事務所の所在地において登記することによって法人となることができる。

これまで、本委員会が規約の認証をした事例はない。

ウ 管理職員等の範囲

職員が職員団体を組織する場合、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員、その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされており（法第52条第3項）、管理職員等の範囲は、人事委員会規則で定めることになっている。

管理職員等の範囲は、次のとおりである。

自動車税事務所	所長 総務班の班長
動物愛護管理センター	所長
福祉事務所	所長 総務班の班長 総務係の係長
女性相談所	所長
若夏学院	院長 庶務班の班長
児童相談所	所長 総務班の班長 分室長
知的障害者更生相談所	所長
身体障害者更生相談所	所長 総務係の係長
計量検定所	所長
平和祈念資料館	館長 分館長 総務班の班長
看護大学	学長 学部長 学生部長 附属図書館長 事務局長 総務課長
衛生環境研究所	所長 企画管理班の班長 主幹
保健所	所長 保健健康総括 生活環境総括 総務企画班の班長
総合精神保健福祉センター	所長
食肉衛生検査所	所長 副所長 食鳥検査班の班長
農林水産振興センター	所長 課長 副参事 人事又は服務担当の主幹
農業研究センター	所長 総務企画総括 作物環境総括 総務管理班の班長 研究企画班の班長 支所長 業務班の班長
畜産研究センター	所長 企画管理班の班長
森林資源研究センター	所長 企画管理班の班長
水産海洋技術センター	所長 企画管理班の班長 船長 支所長
海洋深層水研究所	所長
中央卸売市場	場長 管理班の班長
中央家畜保健衛生所	所長 防疫企画班の班長
家畜衛生試験場	場長 副場長
家畜改良センター	所長 副所長
病害虫防除技術センター	所長 予察防除総括 企画管理班の班長
農業改良普及センター	所長 普及企画班の班長
農業大学校	校長 教修班の班長
農林土木事務所	所長 土地改良班の班長 計画用地班の班長
南部林業事務所	所長 副所長

(5) 市町村等の公平審査関係業務等

市町村等の公平委員会の事務は、法第7条第4項の規定に基づき、平成24年4月1日に市町村等が沖縄県に事務の処理を委託したことに伴い、人事委員会において処理している。

平成29年度における市町村等の職員に係る公平審査関係業務等は、次のとおりである。

ア 勤務条件に関する措置の要求

平成29年度における措置要求事案の処理状況は、次のとおりである。

28年度末 係属件数	新規受付 件数	処 理 件 数					29年度末 係属件数
		要求認容	棄 却	却 下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

イ 不利益処分についての審査請求

平成29年度における審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

28年度末 係属件数	新規受付 件数	処 理 件 数					29年度末 係属件数
		処分取消 又は修正	棄 却	却 下	取下げ	計	
0	1	0	0	0	0	0	1

ウ 苦情処理関係業務

平成29年度においては、8件の苦情相談があった。状況は次のとおりである。

28年度末 係属件数	新規受付 件数	相 談 内 容						29年度末 係属件数
		任用 関係	給与 関係	勤務条件 ・サービス	公平 審査	いじめ・ハ ラスメント	その他	
0	8	3	2	2	0	0	1	0

エ 職員団体関係業務

(7) 登録団体

平成29年度末現在で登録されている職員団体は、次のとおりである。

名 称	登 録		法人格 の有無	平成29年度登録事項 変更内容(変更年月日)
	番号	年月日		
北谷町職員労働組合	市町村第1号	昭49. 2. 7	有	
金武町職員労働組合	市町村第2号	昭49. 3. 13	無	
石垣市職員労働組合	市町村第3号	昭50. 6. 19	有	
竹富町職員組合	市町村第4号	昭53. 2. 25	有	
沖縄市職員労働組合	市町村第5号	昭54. 8. 9	有	
宜野湾市職員労働組合	市町村第6号	昭56. 6. 5	有	
浦添市職員労働組合	市町村第7号	昭59. 1. 19	有	
南城市職員労働組合	市町村第8号	昭61. 5. 27	有	役員 (29. 9. 28)
名護市職員労働組合	市町村第9号	昭63. 3. 25	有	
石垣市職員労働組合	市町村第10号	昭63. 6. 7	有	
大宜味村職員労働組合	市町村第11号	平元. 6. 6	有	役員 (29. 10. 30)
宜野座村職員労働組合	市町村第12号	平4. 2. 7	有	
自治労うるま市職員労働組合	市町村第13号	平4. 12. 15	有	役員 (29. 10. 30)
南城市職員会	市町村第14号	平18. 7. 11	有	
座間味村船員組合	市町村第15号	平19. 12. 17	無	役員 (29. 4. 21)
西原町職員労働組合	市町村第16号	平22. 3. 16	無	

(4) 市町村等の管理職員等の範囲

市町村等の管理職員等の範囲は、次のとおりである。

(平成29年12月8日現在)

地方公共団体	機 関		職	
宜野湾市	議会事務局		局長 次長 課長	
	市長部局		部長 理事 参事 監 次長 参事 課長 所長 室長 主幹 技幹	
	会計管理者		会計管理者 次長 課長 主幹	
	教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局		部長 次長 課長 主幹 室長
		教育機関	給食センター	所長
			市民図書館	館長 主幹
			博物館	館長
			小学校	校長 教頭
		中学校	校長 教頭	
	選挙管理委員会事務局		局長 次長	
監査委員事務局		局長 主幹		
石垣市	議会事務局		局長 次長	
	市長部局		部長 局長 参事 会計管理者 課長 室長 所長 主幹 技幹	
	教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局		教育部長 課長 主幹 技幹
		教育機関	給食センター	所長
			博物館	館長
			図書館	館長
			青少年センター	所長
		小学校	校長 教頭	
		中学校	校長 教頭	
	選挙管理委員会事務局		局長	
監査委員事務局		局長		
農業委員会事務局		局長		
浦添市	議会事務局		局長 次長	
	市長部局		政策調整 監 部長 参事 局長 所長 室長 課長 主幹 技幹 センター所長	
	会計管理者		会計管理者 課長	
	教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局		教育長 部長 参事 指導 監 課長 室長 主幹 技幹
		教育機関	学校給食調理場	所長
			美術館	主幹
			小学校	校長 教頭
		中学校	校長 教頭	
	選挙管理委員会事務局		局長	
	監査委員事務局		局長	
名護市	議会事務局		局長 次長 主幹	
	市長部局	本 庁	政策調整官 部長 局長 参事 会計管理者 課長 室長 所長 主幹 技幹 工事検査幹	
		出先機関	支 所	支所長

	教育委員会 事務局及び 教育機関	教育委員会事務局 教育機関	図書館	館長	教育次長 参事 課長 主幹
			博物館	館長	
			小学校	校長 教頭	
			中学校	校長 教頭	
	選挙管理委員会事務局			局長	
	監査委員事務局			局長	
	農業委員会事務局			局長	
糸満市	議会事務局			局長 次長	
	市長部局			部長 参事監 参事 次長 室長 会計管理者 課長 所長 班長 副参事 総務課の行政係長 秘書広報課の秘書・広報係長 人事課の人事研修係長及び給与係長	
	教育委員会 事務局及び 教育機関	教育委員会事務局 教育機関	中央図書館	館長	部長 参事監 次長 室長 参事 課長 副参事
			給食センター	所長	
			青少年センター	所長	
			小学校	校長 教頭	
			中学校	校長 教頭	
	選挙管理委員会事務局			局長	
	監査委員事務局			局長	
	農業委員会事務局			局長	
沖縄市	議会事務局			局長 次長 課長	
	市長部局			部長 政策調整監 参事 会計管理者 次長 副参事 局長 所長 室長 課長 主幹 技幹 秘書広報課、財政課、総務課、人事課及び契約管財課の課長補佐 政策企画課行政改革担当の副主幹 人事課の人事係長及び給与係長	
	教育委員会 事務局及び 教育機関	教育委員会事務局 教育機関	給食センター	所長	部長 参事 次長 副参事 課長 主幹 技幹
			郷土博物館	館長	
			教育研究所	所長	
			青少年センター	所長	
			図書館	館長	
			小学校	校長 教頭	
			中学校	校長 教頭	
	選挙管理委員会事務局			局長	
	監査委員事務局			局長	
	農業委員会事務局			局長	
	豊見城市	議会事務局			局長 参事監 次長
市長部局			部長 参事監 会計管理者 課長 室長 参事		
教育委員会		教育委員会事務局	部長 参事監 課長 参事		

	事務局及び 教育機関	教育機関	給食センター	所長	
			小学校	校長 教頭	
			中学校	校長 教頭	
	選挙管理委員会事務局			局長	
	監査委員事務局			局長	
農業委員会事務局			局長		
うるま市	議会事務局			局長 参事 課長 主幹	
	市長部局			部長 会計管理者 参事 次長 課長 所長 室長 主幹 技 幹	
	教育委員会 事務局及び 教育機関	教育委員会事務局 教育機関	教育委員会事務局	部長 参事 課長 主幹 技幹	
			教育研究所	所長 主幹	
			青少年センター	所長	
			給食センター	所長 主幹	
			図書館	館長 主幹	
			中央公民館	館長 主幹	
			小学校	校長 教頭	
	中学校	校長 教頭			
	選挙管理委員会事務局			局長	
	監査委員事務局			局長 主幹	
	農業委員会事務局			局長 主幹	
	宮古島市	議会事務局			局長 次長
市長部局		本 庁		部長 局長 参事 会計管理者 次長 課長 室長 館長 主 幹 技幹 総務課の人事又は給 与担当の課長補佐	
		出先機関	支 所		支所長 課長 班長 主幹
教育委員会 事務局及び 教育機関		教育委員会 事務局	本 庁		教育長 部長 参事 次長 課 長 班長 主幹
			出先機関	分室	室長
		教育機関	図書館		館長
			公民館		館長
			総合博物館		館長
			学校給食 共同調理場		場長
			文化ホール		館長
			小学校		校長 教頭
中学校		校長 教頭			
選挙管理委員会事務局			局長		
監査委員事務局			局長		
農業委員会事務局			局長		
南 城 市	議会事務局			局長 次長 副参事	
	市長部局			部長 参事 政策調整監 所長 会計管理者 課長 副参事	
	教育委員会 事務局及び 教育機関	教育委員会事務局		教育長 部長 課長 副参事	
		教育機関	給食センター	所長	
			小学校	校長 教頭	
			中学校	校長 教頭	
	選挙管理委員会事務局			局長	

	監査委員事務局		局長	
	農業委員会事務局		局長 副参事	
国頭村	議会事務局		局長	
	村長部局		課長 会計管理者 室長 参事	
	教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	教育長 課長	
		教育機関	小学校 校長 教頭	
			中学校 校長 教頭	
		農業委員会事務局		局長
大宜味村	議会事務局		局長	
	村長部局		課長 会計管理者 参事 室長	
	教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	課長	
		教育機関	小学校 校長 教頭	
			中学校 校長 教頭	
		農業委員会事務局		局長
東村	議会事務局		局長	
	村長部局		課長 参事 会計管理者	
	教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	課長	
		教育機関	小学校 校長 教頭	
			中学校 校長 教頭	
		農業委員会事務局		局長
今帰仁村	議会事務局		局長	
	村長部局		課長 主幹 会計管理者	
	教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	教育長 課長 室長	
		教育機関	小学校 校長 教頭	
			中学校 校長 教頭	
		農業委員会事務局		局長
本部町	議会事務局		局長	
	町長部局		課長 主幹 会計管理者	
	教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	教育長 課長 主幹	
		教育機関	小学校 校長 教頭	
			中学校 校長 教頭	
		選挙管理委員会事務局		局長
		監査委員事務局		局長
		農業委員会事務局		局長
恩納村	議会事務局		局長	
	村長部局		課長 会計管理者 参事	
	教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	教育長 課長 参事	
		教育機関	給食センター 所長	
			小学校 校長 教頭	
			中学校 校長 教頭	
		選挙管理委員会事務局		局長
		監査委員事務局		局長
		農業委員会事務局		局長
宜野座村	議会事務局		局長	
	村長部局		課長 会計管理者 室長 参事	
	教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	教育長 課長	
		教育機関	小学校 校長 教頭	
			中学校 校長 教頭	
		農業委員会事務局		局長
金武町	議会事務局		局長	

	町長部局		課長 会計管理者
	教育委員会 事務局及び 教育機関	教育委員会事務局 教育機関	教育長 課長 校長 教頭 校長 教頭
	農業委員会事務局		局長
伊江村	議会事務局		局長
	村長部局		課長 参事 室長 会計管理者 所長
	教育委員会 事務局及び 教育機関	教育委員会事務局 教育機関	教育長 課長 所長
		給食 共同調理場	所長
		B & G 海洋 センター	所長
		小学校 中学校	校長 教頭 校長 教頭
	農業委員会事務局		局長
読谷村	議会事務局		局長 次長
	村長部局		部長 課長 事務長 主幹 会 計管理者
	教育委員会 事務局及び 教育機関	教育委員会事務局 教育機関	教育長 教育次長 課長 主幹 校長 教頭 校長 教頭
		小学校 中学校	校長 教頭 校長 教頭
	農業委員会事務局		局長
嘉手納町	議会事務局		局長
	町長部局		会計管理者 課長
	教育委員会 事務局及び 教育機関	教育委員会事務局 教育機関	課長 館長 所長 校長 教頭 校長 教頭
		中央公民館 青少年センター 小学校 中学校	館長 所長 校長 教頭 校長 教頭
	農業委員会事務局		局長
北谷町	議会事務局		局長 次長
	町長部局		部長 会計管理者 参事 課長 室長 主幹 技幹
	教育委員会 事務局及び 教育機関	教育委員会事務局 教育機関	教育長 教育次長 課長 主幹 技幹 所長 校長 教頭 校長 教頭
		給食センター 小学校 中学校	所長 校長 教頭 校長 教頭
	農業委員会事務局		局長
北中城村	議会事務局		局長
	村長部局		総合調整監 課長 室長 参事 会計管理者
	教育委員会 事務局及び 教育機関	教育委員会事務局 教育機関	教育長 課長 参事 所長 校長 教頭 校長 教頭
		学校給食 共同調理場 小学校 中学校	所長 校長 教頭 校長 教頭
	農業委員会事務局		局長
中城村	議会事務局		局長
	村長部局		会計管理者 課長 室長 主幹
	教育委員会	教育委員会事務局	教育長 課長 主幹

西原町	事務局及び教育機関	教育機関	給食センター	所長
			小学校	校長 教頭
			中学校	校長 教頭
	農業委員会事務局			局長
	議会事務局			局長
	町長部局			部長 課長 会計管理者 室長 主幹
	教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局		教育長 部長 課長 室長 主幹
		教育機関	小学校	校長 教頭
		中学校	校長 教頭	
与那原町	選挙管理委員会事務局			局長
	監査委員事務局			局長
	農業委員会事務局			局長
	議会事務局			局長
	町長部局			課長 会計管理者 参事 室長
	教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局		課長
		教育機関	小学校	校長 教頭
			中学校	校長 教頭
南風原町	農業委員会事務局			局長
	議会事務局			局長
	町長部局			政策調整監 部長 参事 会計管理者 課長 室長 主幹
	教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局		部長 課長
		教育機関	小学校	校長 教頭
			中学校	校長 教頭
	農業委員会事務局			局長
	選挙管理委員会事務局			局長
渡嘉敷村	議会事務局			局長
	村長部局			課長 会計管理者 参事 船長 機関長
	教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局		教育長 課長 館長
		教育機関	小学校	校長 教頭
			中学校	校長 教頭
	農業委員会事務局			局長
座間味村	議会事務局			局長
	村長部局			課長 政策調整監 会計管理者 船長 参事
	教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局		教育長 課長
		教育機関	小学校	校長 教頭
			中学校	校長 教頭
	農業委員会事務局			局長
粟国村	議会事務局			局長
	村長部局			課長 会計管理者 船長 機関長
	教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局		課長
		教育機関	小学校	校長 教頭
			中学校	校長 教頭
	農業委員会事務局			局長
渡名喜村	議会事務局			局長

	村長部局		課長 会計管理者
	教育委員会 事務局及び 教育機関	教育委員会事務局	課長
		小 学 校	校長 教頭
		中 学 校	校長 教頭
南大東村	議会事務局		局長
	村長部局		課長 会計管理者
	教育委員会 教育機関	小 学 校	校長 教頭
		中 学 校	校長 教頭
北大東村	議会事務局		局長
	村長部局		課長 会計管理者
	教育委員会 事務局及び 教育機関	教育委員会事務局	課長
		小 学 校	校長 教頭
		中 学 校	校長 教頭
伊平屋村	議会事務局		局長
	村長部局		課長 参事 会計管理者 室長 船長
	教育委員会 事務局及び 教育機関	教育委員会事務局	教育長 課長
		小 学 校	校長 教頭
		中 学 校	校長 教頭
	農業委員会事務局		局長
伊是名村	議会事務局		局長
	村長部局		課長 会計管理者 参事 船長 機関長 保育所所長
	教育委員会 事務局及び 教育機関	教育委員会事務局	課長 参事
		給食センター	所長
		小 学 校	校長 教頭
		中 学 校	校長 教頭
	監査委員事務局		局長
	農業委員会事務局		局長
久米島町	議会事務局		局長
	町長部局		課長 会計管理者 室長 空港 管理事務所所長 参事
	教育委員会 事務局及び 教育機関	教育委員会事務局	教育長 課長
		給食センター	所長
		博 物 館	館長
		小 学 校	校長 教頭
		中 学 校	校長 教頭
	農業委員会事務局		局長
八重瀬町	議会事務局		局長 参事
	町長部局		会計管理者 課長 参事
	教育委員会 事務局及び 教育機関	教育委員会事務局	教育長 課長 参事
		小 学 校	校長 教頭
		中 学 校	校長 教頭
	農業委員会事務局		局長 参事
多良間村	議会事務局		局長
	村長部局		課長 会計管理者
	教育委員会 事務局及び 教育機関	教育委員会事務局	教育長 課長
		小 学 校	校長 教頭
		中 学 校	校長 教頭
	農業委員会事務局		局長

竹 富 町	議会事務局		局長 次長
	町長部局		会計管理者 政策調整監 課長 参事
	教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	課長
		教育機関	小学校 校長 教頭 中学校 校長 教頭
与那国町	議会事務局		局長
	町長部局		課長 所長 会計管理者
	教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	教育長 課長
		教育機関	小学校 校長 教頭 中学校 校長 教頭
	農業委員会事務局		局長
倉浜衛生施設組合	事務局		会計管理者 局長 次長 課長 技幹 主幹
東部清掃施設組合	事務局		局長 会計管理者
沖縄県市町村自治会館管理組合	事務局		局長 次長 課長 会計管理者
糸満市・豊見城市清掃施設組合	事務局		会計管理者 局長 参事監 参事 課長 室長 副参事
本部町今帰仁村清掃施設組合	事務局		会計管理者 局長
沖縄県市町村総合事務組合	事務局		局長 課長
島尻消防、清掃組合	事務局		局長 課長 会計管理者
中城村北中城村清掃事務組合	事務局		会計管理者 局長
中部衛生施設組合	事務局		局長 会計管理者
金武地区消防衛生組合	事務所		会計管理者 課長 参事
国頭地区行政事務組合	事務局		会計管理者 局長 課長
南部広域行政組合	事務局		会計管理者 局長 課長 室長
	教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	教育次長 課長
		教育機関	視聴覚ライブ館長 ラリー

中部広域 市町村圏 事務組合	事務局	局長 会計管理者 次長 課長
八重山広 域市町村 圏事務組 合	事務局	会計管理者 局長
南部広域 市町村圏 事務組合	事務局	局長 会計管理者 次長 課長
北部広域 市町村圏 事務組合	事務局	会計管理者 局長 課長 室長
比謝川行 政事務組 合	事務局	会計管理者 局長
	環境美化センター	所長
中部北環 境施設組 合	事務局	局長 会計管理者 次長
沖縄県離 島医療組 合	事務局	局長 次長 会計管理者 出納 室長
	議会事務局	局長
	監査委員事務局	局長
那覇市・ 南風原町 環境施設 組合	事務局	会計管理者 局長 次長 所長 課長 施設担当課長
那覇港管 理組合	事務部局	参事監 部長 次長 課長 室 長 副参事 総務係長
	議会事務局	局長
	監査委員事務局	局長
	会計管理者	会計管理者
沖縄県介 護保険広 域連合	事務局	事務局長 課長 会計管理者
	調査認定事務所	所長
沖縄県後 期高齢者 医療広域 連合	事務局	局長 課長 室長 主幹 技幹

備考

- 1 この表中「農業委員会事務局」とは、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第1項に規定する職員により構成される機関をいう。
- 2 農業委員会事務局の項中「局長」とは、上席の職員をいう。

6 労働基準監督関係業務

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条第5項の規定に基づき、労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の第12号及び同表に掲げる事業以外の事業を行う事業所に対し、労働基準監督機関としての職権を行使するものである。

(1) 労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査の実施

人事委員会委員長が労働基準監督機関としての職権を行使することとされている事業所の勤務条件及び作業環境の実態を把握し、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）並びにこれらに基づく命令の周知及びその遵守のための監督を行うため、「労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査について」（平成14年7月16日委員長決定）及び「平成29年度労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査の実施計画について」（平成29年8月8日事務局長決定）に基づき、次のとおり書面調査及び実地調査を行った。

ア 調査期間

書面調査：平成29年8月8日から9月22日まで

実地調査：平成30年1月11日から平成30年2月15日まで

イ 調査事業所

区 分	12号事業所			官公署の事業所			計			
	知事部局	教育委員会	警察本部	知事部局	教育委員会	警察本部	知事部局	教育委員会	警察本部	
書面調査	11	27	0	7	2	6	18	29	6	53
実地調査	4	4	0	1	2	3	5	6	3	14

ウ 文書指導実施事業所

区 分	12号事業所			官公署の事業所			計			
	知事部局	教育委員会	警察本部	知事部局	教育委員会	警察本部	知事部局	教育委員会	警察本部	
文書指導	10	23	0	4	2	6	14	25	6	45

(2) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく届出の受理等の職権行使 平成29年度における届出の受理等の状況は、次のとおりである。

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	県 議 会	計
時間外労働・休日労働に関する協定届	25	79	1	0	105
断続的な労働（宿日直勤務含む）許可	1	1	0	0	2
解雇予告除外認定	0	2	1	0	3
衛生管理者選任報告	5	49	14	0	68
産業医選任報告	3	13	0	0	16
定期健康診断結果報告	6	68	11	0	85
特殊健康診断結果報告	2	0	0	0	2
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	5	68	8	0	81
労働者死傷病報告	1	0	20	0	21
事故報告書	0	1	0	0	1
建設物・機械等設置届	1	0	0	0	1
小型クレーン設置報告	1	0	0	0	1

(3) 労働安全衛生法の規定に基づく特定機械等の検査状況

ア 落成検査の実施

事業所の名称	種類	検査年月日	検査結果	検査証番号
沖縄県土木建築部港湾課	クレーン(テルハ)	H29. 10. 17	合格	5
沖縄県土木建築部港湾課	クレーン(テルハ)	H30. 3. 12	合格	6
沖縄県土木建築部港湾課	クレーン(テルハ)	H30. 3. 12	合格	7
沖縄県立南部農林高等学校	炉筒煙管ボイラー	H30. 3. 20	合格	25

イ 性能検査の報告の受理

ボイラー	第一種圧力容器	クレーン	移動式クレーン	ゴンドラ	計
5	10	0	1	0	16

(4) 特定機械等の事業所別設置状況

(平成30年3月31日現在)

事業所の名称	種類	有効使用期間
知事部局本庁企業立地推進課 (沖縄県 素形材産業賃貸工場)	ホイスト式天井クレーン	28. 8. 30 ~ 30. 8. 29
土木建築部港湾課 (宜野湾港マリーナ)	クレーン (テルハ)	30. 3. 15 ~ 32. 3. 14
土木建築部港湾課 (宜野湾港マリーナ)	クレーン (テルハ)	29. 10. 17 ~ 31. 10. 16
土木建築部港湾課 (与那原マリーナ)	クレーン (テルハ)	30. 3. 12 ~ 32. 3. 11
土木建築部港湾課 (与那原マリーナ)	クレーン (テルハ)	30. 3. 12 ~ 32. 3. 11
農業研究センター	第一種圧力容器	29. 9. 7 ~ 30. 9. 6
工業技術センター	第一種圧力容器	29. 8. 18 ~ 30. 8. 17
具志川職業能力開発校	移動式クレーン	28. 10. 19 ~ 30. 10. 18
浦添職業能力開発校	移動式クレーン	30. 1. 15 ~ 32. 1. 14
北部農林高等学校	ボイラー 第一種圧力容器	30. 3. 3 ~ 31. 3. 2 29. 4. 25 ~ 30. 4. 24
中部農林高等学校	ボイラー 第一種圧力容器	29. 11. 8 ~ 30. 11. 7 29. 9. 8 ~ 30. 9. 7
南部農林高等学校	ボイラー 第一種圧力容器 "	30. 3. 20 ~ 31. 3. 19 30. 3. 22 ~ 31. 3. 21 29. 7. 23 ~ 30. 7. 22
八重山農林高等学校	第一種圧力容器	29. 9. 28 ~ 30. 9. 27
宮古工業高等学校	機関車形ボイラー	29. 8. 9 ~ 30. 8. 8
沖縄水産高等学校	ボイラー 第一種圧力容器	29. 11. 26 ~ 30. 11. 25 29. 11. 13 ~ 30. 11. 12
宮古総合実業高等学校	ボイラー 第一種圧力容器 "	30. 2. 28 ~ 31. 2. 27 30. 8. 9 ~ 31. 2. 22 30. 8. 9 ~ 31. 2. 22

(5) 労働基準法別表第1に掲げる事業等を行う事業所一覧表

(平成30年3月31日現在)

労働基準 監督機関	事業	事業所
沖縄 働 局 (労働 基準 監督 署) (37)	労働基 準法別 に掲げ る事業	第3号 農林土木事務所(2) 農林水産振興センター(家畜保健衛生所(家畜保健衛生課)を除く。) (3) 土木事務所(5) 都市モノレール建設事務所 (11)
		第6号 南部林業事務所 (1)
		第7号 家畜改良センター 病害虫防除技術センター(予察防除班を除く。) (2)
		第13号 若夏学院 児童相談所保護班(2) 保健所(5) 総合精神保健福祉センター 食肉衛生検査所(2) 動物愛護管理センター 特別支援学校寄宿舎(9) (21)
		第14号 沖縄県立離島児童生徒支援センター (1)
		第15号 下水道事務所 (1)
沖縄 県 人 事 委 員 会 (162)	労働基 準法別 表第1 に掲げ る事業	第12号 消防学校 芸術大学 自治研修所 海洋深層水研究所 平和祈念資料館 衛生環境研究所 看護大学 家畜衛生試験場 畜産研究センター 農業大学校 農業研究センター(支所(3)) 森林資源研究センター 水産海洋技術センター(支所(1)) 栽培漁業センター 職業能力開発校(2) 工業技術センター 工芸振興センター 高等学校(53) 特別支援学校(寄宿舎を除く。)(15) (分校2) 併設型中学校・高等学校(3) 併設型高等学校・特別支援学校(4) 総合教育センター 図書館 博物館・美術館 埋蔵文化財センター 警察学校 (104)
	労働基 準法別 表第1 に掲げ る事業 以外の 事業	知事部局本庁 宮古事務所 八重山事務所 東京事務所 県税事務所(3) 自動車税事務所 福祉事務所(5) 身体障害者更生相談所 女性相談所 児童相談所(保護班を除く。)(2) 家畜保健衛生所(4) 病害虫防除技術センター予察防除班 農業改良普及センター(2) 中央卸売市場 大阪事務所 計量検定所 下地島空港管理事務所 議会事務局 教育庁本庁 教育事務所(6) 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 警察本部(運転免許課を除く。) 運転免許課 警察署(14) 機動隊 交通機動隊 (58)

- (注) 1 ()内の数字は、事業所の数である。
 2 上に掲げる以外の事業所については、それぞれ上位の組織中に含めるものとする。
 3 沖縄県人事委員会が所掌する事業所であっても、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)附則第5項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第39条第1項の規定により地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第58条第5項の適用が除外される単純労務職員(現業職員)及び地公法第4条第2項の規定により地公法の適用を受けない嘱託員等の特別職の職員については、沖縄労働局(労働基準監督署)の所掌となる。
 4 なお、企業局及び病院事業局は、地公企法第39条第1項及び地公労法第17条第1項の規定により地公法第58条第5項の適用が除外されているため、沖縄労働局(労働基準監督署)の所掌である。

人事委員会年報（平成29年度）

平成30年 7月発行

編集・発行 沖縄県人事委員会事務局

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL 098-866-2544

FAX 098-866-2541
